

1 学校教育指導の方針と重点

方針 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

課題 確かな学力の育成と心の教育の充実

重 点

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 授業の充実 | 2 道徳教育の充実 |
| 3 特別活動の充実 | 4 体育・健康教育の充実 |
| 5 生徒指導の充実 | 6 キャリア教育の充実 |
| 7 特別支援教育の充実 | 8 環境教育の推進 |
| 9 國際化に対応する教育の推進 | 10 情報化に対応する教育の推進 |
| 11 研修の充実 | 12 複式教育の充実 |

特に推進すべき事項

確かな学力を身に付ける授業づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学力の実態把握と組織的対応 ・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善 ・学ぶ意欲と学習習慣の確立 	豊かな心と健やかな体の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育の充実と命を守る体制の強化 ・健康・体力の保持増進 ・自己の生き方を考える機会の充実 	教職員としての資質・能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の意識改革と組織力の向上 ・校内研修の充実と活性化 ・研修への積極的参加と研修成果の共有 ・教育公務員としての自覚
--	---	---

方針について

青森県教育委員会では、学校・家庭・地域社会が一体となって、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指しています。その中で、学校教育では、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の育成を重要な教育課題としています。

そこで、青森県教育施策の方針や青森県教育委員会の「施策の柱」（令和3年度）、さらに管内の状況等を踏まえて、令和3年度西北の学校教育指導の方針を、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。」としました。

児童生徒が、新しい時代を切り拓く人財として成長するためには、児童生徒の向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志を抱くことができるような教育が大切です。また、一人一人の特性等を十分理解し、それぞれのよさや可能性を伸ばして、自ら学び自ら考える力などの確かな学力、人権を尊重するとともに他人と協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、「知・徳・体」をバランスよく身に付ける教育が必要です。

このような教育の実現に向けて、各教科等の目標や内容について示された「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学ぶに向かう力、人間性等」といった育成すべき資質・能力を、各教科等間の横のつながりや、幼児教育から小・中・高等学校、さらには、大学等との縦のつながりの見通しをもって、児童生徒に身に付けさせていくことが大切です。今後は、各学校が、横と縦のつながりを意識しながら、自校の特色に応じた教育課程を編成していくことが重要です。

課題について

今年度も西北の課題を「確かな学力の育成と心の教育の充実」とし、学校運営に創意工夫をこらし、教職員一人一人が教育への情熱と強い使命感をもち、「夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育」の推進に努めることとしました。

「確かな学力」については、ここ数年の県学習状況調査の結果から、小学校では国語を除く3教科で県の通過率を上回り、活用に関する問題についても良好な結果が見られます。しかし、国語の通過率が県の通過率を下回っていることから、各校の分析・対策をもとに指導の充実が望されます。中学校では、英語を除く教科の通過率が、県の通過率と同等または下回っており、活用に関する問題、基礎的・基本的な知識・技能等を問う問題とともに課題が見られます。各校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の質的改善に日常的に取り組み、地域や児童生徒の実態に即した特色ある取組を充実させ、「確かな学力」を育成することが望されます。

また、「心の教育」については、児童生徒指導状況報告から、不登校児童生徒数の割合が増加しており、中学校では長期化の傾向が見られます。その他に暴力行為、インターネットやSNSを介したトラブルの発生などが依然として憂慮される状況にあります。これらの原因としては、コミュニケーション能力の不足、基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下、学習不適応等が考えられます。改善に向け、今後も教育活動全体を通じて道徳教育や生徒指導の一層の充実を図ることが重要です。いじめの認知件数及び指導件数はともに減少傾向が見られますが、引き続き「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、積極的な認知と組織的な対応に努めることが必要です。また、児童生徒が主体となった取組を含めたいじめの未然防止の活動や、早期発見するための児童生徒や保護者に対する定期的な調査及び解消までの確実な指導をお願いします。

重点について

西北の課題である「確かな学力の育成と心の教育の充実」を解決するため、学習指導要領の趣旨、青森県教育委員会の「学校教育指導の方針と重点」、西北の現状等を踏まえ、今年度も12の重点を設定しました。自校の実態を踏まえて指導の改善を図るに当たっては、各重点における指導項目と留意すべき内容をご確認ください。

また、各学校においては、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のため、教科横断的な学習を充実することや「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められており、これらの取組の実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、外部人材等の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通じて、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが必要です。さらに、教育課程を介して学校教育の目標を社会と共有し、社会との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが求められています。

1 授業の充実は、各教科及び総合的な学習の時間等において、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図りつつ、主体的・対話的で深い学びを通して「確かな学力」を身に付けることができるよう、指導計画の整備、教材の工夫と教材研究の深化、個に応じたきめ細かな指導による学習意欲の向上、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成などが必要なことから設定したものです。

- ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
- ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
- エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

一人一人の児童生徒が、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めることが重要です。

2 道徳教育の充実は、教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するため、指導体制や全体計画を整備・充実するとともに、道徳科においては、児童生徒の発達の段階や特性などを考慮した多様な指導方法を工夫し、自らの指導を評価し改善に努める必要があることから設定したものです。道徳科を要として、児童生徒の道徳性を育てるため、これまでの成果を生かしつつ、道徳教育の実質化、質的転換を図る改善・充実が求められます。

- ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
 - イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
 - ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実
 - エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫
- 一人一人の児童生徒が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持つことができるよう、道徳性の育成に努めることが重要です。

3 特別活動の充実は、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組ませ、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、必要な資質・能力の育成を一層充実させていく必要があることから設定したものです。

- ア 自主的な態度を育てる学級活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

一人一人の児童生徒が、様々な集団活動に、自主的、実践的に取り組み、集団や生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努めることが重要です。

4 体育・健康教育の充実は、運動に親しむ資質や能力を育て、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、運動の習慣化と体力の向上を図り、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うことや、自らの健康と体力の保持増進に努めることが必要であることから設定したものです。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
 - イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
 - ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
 - エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実
- 一人一人の児童生徒が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努めることが重要です。

5 生徒指導の充実は、社会生活の基礎となる基本的な生活習慣を児童生徒にしっかりと身に付けさせるとともに、一人一人の児童生徒が変化する社会の中で主体的に自己を生かしていくことができる自己指導能力を育成し、暴力行為やいじめ等の問題行動及び不登校への適切な対応や、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を進めていくことが重要であることから設定したものです。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実
- ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- オ 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携の充実

一人一人の児童生徒が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めることが重要です。

6 キャリア教育の充実は、校内体制の整備・充実とともに、教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えた、体系的・系統的な計画を作成し、特別活動を要とした全教育活動を通して、計画的、組織的、継続的な指導・援助を行うことが必要であることから設定したものです。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

一人一人の児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努めることが重要です。

7 特別支援教育の充実は、発達障害を含む障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じて、校内支援体制の整備と学校間及び関係機関との一層の連携による計画的、組織的な支援の充実に努めることが必要であることから設定したものです。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- ウ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

発達障害を含む障害のある児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服するとともに、そのもてる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努めることが重要です。そのためには、インクルーシブ教育システムの構築を見据え、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めるとともに、合理的配慮に基づく適切な指導によって、通常の学級における個別に支援を要する児童生徒が学びやすい学習環境を整えることが大切です。

8 環境教育の推進は、環境保全が人類共通の地球的な課題となっており、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において、あらゆる世代や場面において環境に配慮できる人づくりを重視していることを受け、環境に対する豊かな感受性や見識をもって行動できる人間の育成が急務であり、環境教育を一層推進していく必要があることから設定したものです。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

一人一人の児童生徒が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めることが重要です。

9 **国際化に対応する教育の推進**は、郷土を愛する心を培うとともに、広い視野で異なる文化や習慣をもった人々を理解し、積極的に外国語を通じたコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成が求められていることから設定したものです。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

一人一人の児童生徒が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努めることが重要です。

10 **情報化に対応する教育の推進**は、情報化の進展が著しいこれからの中を生きていく児童生徒に必要な情報の理解、選択、創造、発信などの基礎的な能力の育成を図るとともに、情報を活用する様々な場面で、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害や著作権の侵害などに対する対応等といった情報モラルを身に付けさせる指導の充実が求められていることや、それらを指導するために必要な教員のICT活用指導力の向上を図る必要があることから設定したものです。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

一人一人の児童生徒が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めることが重要です。そのためには、家庭や地域社会と連携した取組も求められます。

11 **研修の充実**は、教育活動の改善・充実を図るために、教員等の資質の向上が重要な課題であることから設定したものです。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進
- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努めることが重要です。

12 **複式教育の充実**は、管内に複式学級があり、複式学級においても確かな学力を育成し、生きる力を育む指導の充実を図る必要があることから設定したものです。

- ア 指導体制の整備・充実
- イ 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実
- ウ 効果的な学習指導の推進
- エ 研修の充実

複式のよさを生かす指導体制を充実するとともに、より大きな集団で学ぶよさを体感できるよう、異学年同内容など指導の工夫に努めることが重要です。

特に推進すべき事項について

各学校が課題解決のために特に推進すべき事項として、「確かな学力を身に付ける授業づくり」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「教職員としての資質・能力の向上」の3つを掲げました。

1 確かな学力を身に付ける授業づくり

(1) 学力の実態把握と組織的対応

基礎・基本の確実な定着を図るためにには、自校の学力の実態を的確に把握することが不可欠です。そのため、標準学力検査及び県の学習状況調査等の結果分析により、指導上の課題を明らかにすることが大切です。その上で、対策の明確化を図り、全教職員が共通理解して指導に当たることが重要です。

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが大切です。

(2) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

教育活動の中核は日常の授業実践にあり、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るためにには日常の授業の質的改善が必要です。改善の方向は「主体的・対話的で深い学び」の実現であり、確かな学力を児童生徒に身に付けさせる授業づくりそのものです。そのため、本時のねらいを明確にするとともに、解決の見通しをもたせ、児童生徒の協働的な学習活動とその時間や単元の学習を児童生徒自身が振り返る活動に取り組ませ、次の学習や生活に役立つようにし、「分かる」喜びと「できる」達成感・成就感を味わわせる工夫が大切です。その際、言語活動を多様に取り入れ、思考力・判断力・表現力を養う場や学習内容の定着を図る場を設定するとともに、身に付けた知識や技能を活用する学習活動を充実することも大切です。

評価に当たっては、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが大切です。また、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることも大切です。

授業改善を進めるに当たっては、学校全体で取り組むことが重要であり、児童生徒がどの教科の学習においても、主体的に協働的な学習活動と振り返る活動に取り組むことができるよう、教科の垣根を越えた授業設計が必要です。各教科等の年間指導計画を、児童生徒の学力の実態を反映したものにするため毎年見直して修正したり、昨年度の指導の反省を今年度の指導改善の視点として生かしたりすることが大切です。さらに、適切なカリキュラムマネジメントによって、学習と体験を結び付けたり、学び直しが必要な内容に関して手厚く授業時数を設定したりするなど、実態に即した柔軟で実効性ある計画の作成と実施が求められるところです。

また、自らの授業を日常的に振り返ることも大切です。「未だに、説明中心の授業になっていないか、ワークシートへの穴埋めが主たる活動になっていないか」「たとえ形がグループであったとしても、児童生徒同士や教師と児童生徒がつながらない、個人作業のみ、発表し合うのみの一方通行の活動に陥っていないか」「この授業で学びの成果はあったか、あったとすれば、成果をもとに、よりよく考えたり行動できると思うようになったか」「書き残すことと消すことを区別した板書になっていたか、子どもの頭にどんなイメージを残すか、ノートには何を残すか」等について振り返り、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践することが重要です。

(3) 学ぶ意欲と学習習慣の確立

基礎・基本の確実な定着を図るためにには、児童生徒一人一人の向上心や学ぶ意欲を育み、日常の授業で成就感を味わえるように授業づくりを工夫するとともに、学習習慣の確立について家庭と連携することが必要です。

学習習慣を確立するためには、小・中学校の連携のもと、家庭学習も含めた学び方の指導について共通理解を図り、継続して取り組むことが必要です。その際、授業と家庭学習との関連に配慮するとともに、家庭学習について学校の方針等を家庭へ積極的に情報提供し、理解と協力を得ながら連携を密にしておくことが大切です。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 心の教育の充実と命を守る体制の強化

豊かな人間性を育み、心の教育を充実させるためには、道徳科を要として学校の定める道徳教育の重点目標と関連させながら教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが大切です。道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備と、児童生徒の発達の段階や実態に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進などにより、心に響く道徳教育の一層の充実を図る必要があります。そのことを通して、他者との関係を調整する力やコミュニケーション能力の育成、基本的生活習慣の定着、自制心や規範意識の醸成、他を思いやる心や多様性を尊重する心の育成を図ることが重要です。

また、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、教育相談を充実させ、日頃から心の結び付きを基調とした指導を行うことが必要です。

特に、不登校児童生徒数の割合の増加や長期化傾向は、生徒指導上の大きな課題となっています。不登校になった要因を的確に把握し、学校や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に個に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが大切です。また、事後的な取組に先立ち、不登校が生じないような学校づくりを目指すことが重要です。(P. 42参照)

児童虐待については、児童相談所への相談件数が増加するなど、依然として極めて深刻な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが高まることも懸念されています。学校に対しては、日頃から子どもたちに接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの役割が課されており、児童虐待への適切な対応と未然防止への対策が求められています。(P. 43参照)

とりわけ、児童生徒の「いのちのSOS」を受け止めることができるよう、小・中学校の連携はもとより、保護者や地域住民、関係機関等と連携した協働的な指導体制の強化と自校の生徒指導体制の日常的な点検が重要です。

(2) 健康・体力の保持増進

多様化している子どもの心身の健康問題に対応し、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために基礎を培うことが大切です。そのため、新体力テストや各種健康調査等を定期的に実施するなどして、自校における児童生徒の実態を把握するとともに、課題改善への取組を見直し、全校で継続的に実践していくことが大切です。

また、健康的な生活習慣や運動習慣の確立に向け、体育科・保健体育科の充実や体育的行事等の工夫はもとより、他教科等との関連を図りながら、学校における教育活動全体で取り組むことが求められます。

さらに、家庭や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒の発達の段階に応じた食育の推進や安全に関する指導の工夫に努めることも大切です。

(3) 自己の生き方を考える機会の充実

児童生徒が自分自身を見つめ、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自分の特徴に気付き、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成することが求められています。

このような態度を育てるためには、全教職員がキャリア教育の意義や目的などについて共通理解を図り、キャリア教育の全体計画や年間指導計画を基に、特別活動の学級活動を要として教育活動全体を通じて計画的、継続的な指導を行っていくことが大切です。将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることができます。

体験活動は、自信や自己有用感の獲得、働くことや学ぶことへの意欲の向上など様々な効果が期待されます。より高い教育的効果を得るために、それぞれの体験活動を一過性のものに終わらせることなく、ねらいを明確にし、キャリア教育の視点から、他の教育活動と関連付け、事前・事後の指導を工夫することが大切です。

3 教職員としての資質・能力の向上

(1) 個々の意識改革と組織力の向上

家庭や地域から信頼され、期待に応える学校づくりを推進するためには、教職員一人一人の意識改革が求められます。県教育委員会が策定した「教員の資質の向上に関する指標」(P.19)を踏まえ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指し、自発的かつ効果的・継続的に学び、意欲をもって自己の資質・能力の向上に努めることが大切です。

また、活力ある学校づくり及び充実した教育活動を展開するためには、全教職員が自校の教育課題を共通理解し、一人一人が学校運営に積極的に参画することが求められており、校長を中心とした運営体制を確立し、学校の組織力を高めることは、極めて重要です。

(2) 校内研修の充実と活性化

校内研修が教職員の資質・能力を高める上で基盤となるものであることを、一人一人が十分認識する必要があります。校内研修の充実のためには、校内研修体制の整備に努め、時代の要請に迅速・的確に対応するため、学習指導要領の趣旨等の理解や児童生徒理解、特別支援教育や環境教育、キャリア教育、いじめや不登校・児童虐待等の今日的な教育課題に対応した研修を深め、その成果を日常の教育活動に十分活用するよう努めることが大切です。

特に、校内研究においては、学校の教育課題解決に向けた実践的研究を充実させるため、授業の見直しと改善に努め、校内研究の日常化を図ることが大切です。

また、コンプライアンス（法令遵守）に係る研修、教職員のメンタルヘルスの向上に係る研修等を実施する機会を適切に設け、ワークライフバランスに配慮した良好な勤務環境のもとで教育活動の活性化を図ることが求められます。

(3) 研修への積極的参加と研修成果の共有

これから社会で求められる教員は、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、同僚と協働し、地域と連携して困難な課題に対応する教員であると言われています。このため、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、教員自身が探究力をもち、学び続ける存在であることが大切です。

また、社会の様々な要請に応えることができるよう、各種研修会へ参加するなど自ら積極的に資質・能力の向上に努めるとともに、研修で得た成果を紹介し合ったり、日常の教育活動へ活用したりして、より一層、研修成果の共有を図ることが求められます。

(4) 教育公務員としての自覚

公務員は、公共の利益のために勤務していることから、一般の方々以上に厳しい、高度の行為規範が要求されています。特に、児童生徒の教育に携わる教育公務員は、他の公務員に比べてもさらに高い倫理観が要求されており、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めています。

西北管内においては、ここ数年間に、度重なる非違行為が発生しています。教職員一人一人が共通認識をもって非違行為の根絶に取り組むことができるよう、県教育委員会から発行された「教職員の非違行為根絶のための研修用資料—子どもたちから信頼される教職員であるために—（平成28年3月）」を校内研修等で用いるなどして、「個人情報の漏えい」「わいせつ行為」「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「公金等の不正経理」「体罰」「交通事故・違反」「飲酒運転」の発生の要因や防止のために取るべき対策について、意識を共有し、非違行為を防止することが求められます。

教員の資質の向上に関する指標

キヤド ステージ	概要	説明	人間力	形成期		発展期	
				採用時	初年度から概ね採用5年目まで	概ね採用6年目から15年目まで	概ね採用16年目以降
教員としての素养	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	教員としての基礎的な力、教職に対する使命感や誇り、豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力、社会の変化や本県の教育課題に対応し、常に学び続ける探求心及び向上心	教員等に関する指導	・教科等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・主めた・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり	・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導	・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導
保健管理 【義務教育論】	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	教員の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導	教員等に関する指導	・保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能	・他の教員から学びを生かした授業改善	・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言	・学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割
【食に関する指導】 【栄養教諭】	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・給食の調理や運営等における基礎的・基本的な知識・技能	・学校担任等と連携した保健教育	・保健情報を利用した健康課題の解決に向けた組織的な対応	・緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割
生徒指導	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・学校担任等と連携した保健教育	・児童生徒の姿勢に基づいた保健教育や啓発活動の推進	・児童生徒の姿勢に基づいた保健教育や啓発活動の推進	・学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画
【健診相談】 【栄養教諭】	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・給食の調理や運営等における基礎的・基本的な知識・技能	・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全年計画等の見直し	・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全年計画等の見直し	・学校給食を生きた教材として活用する際の指導・助言
多様性への理解と教育支援	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・個別的な指導・相談に関する基礎的・基本的な知識・技能	・児童生徒への個別的な相談指導	・児童生徒への個別的な相談指導	・関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言
学級・学年経営 及び学校運営	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導	・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導	・児童生徒の現状や背景による取組の推進	・関係機関等と連携した組織的な取組の推進
保健室経営 【保健組織活動】	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・特別な支援及び指導が必要とする児童生徒についての理解	・児童生徒の心身の特徴等による指導	・児童生徒の心身の特徴等による指導	・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進
【学校給食の管理】 同僚との連携・協働	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・特別な支援及び指導が必要とする児童生徒についての理解	・児童生徒の心身の特徴等による指導	・児童生徒の心身の特徴等による指導	・教育活動全般を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割
地域社会との連携・協働	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・家庭や地域社会との連携の必要性に対する理解	・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組	・児童生徒の心身の特徴等による指導	・家庭や地域社会、学校間の連携・協働
マネジメント力	教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応	教員等に関する指導	・家庭や地域社会との連携の必要性に対する理解	・家庭や地域社会との連携の必要性に対する理解	・家庭や地域社会との連携の必要性に対する理解	・地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進

〔重点1〕 授業の充実

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

- (1) 教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するよう、教科等との関連を踏まえてカリキュラム・マネジメントの実践に努める。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるため、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていく。
- (3) 諸検査等の結果を基にして、児童生徒、学校や地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数等の配分や各教科等の特質を踏まえた上で、日常の授業に活用できるよう、指導計画を作成する。
- (4) 各教科等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、まとめ方を工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じて、その取扱いに軽重を加えたりする。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

- (1) 知識及び技能を確実に習得できるよう、学習の過程を通して学んだ個別の新しい知識や技能と既得の知識や技能を関連付けてより深く理解したり、他の学習や生活の場面でも活用できるようにしたりする学習の充実を図る。
- (2) 観察・実験やレポート作成、論述など知識及び技能の活用を図る学習活動、横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識及び技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図り、思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、単元や題材など内容や時間のまとめを見通し、各教科等の特質に応じて、目指す資質・能力が身に付けられるよう、教材研究に努める。

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

- (1) 評価に当たっては、評価規準を設定し、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程における評価を一層重視する。
- (2) 自己評価や相互評価等を取り入れ、一人一人の学習意欲の向上を図り、よさや可能性を伸ばすことができるよう多面的な評価に努める。
- (3) 指導と評価の一体化を進めるために、「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という視点から、学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図る。

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- (1) 自分の生活体験や興味・関心をもとに主体的に課題を見つけ、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるよう、指導の工夫に努める。
- (2) 観察や実験、見学や調査、スピーチや討論、自ら調べ、まとめ、発表する活動、自然体験やボランティアなどの社会体験、ものづくりや生産活動などの各教科等の特質に応じた体験活動を継続的に授業へ取り入れるための工夫をする。
- (3) 問題解決的な学習を重視し、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を相互に関連付けてより深く理解するなど「深い学び」の実現に向けた指導の工夫に努める。
- (4) 学習習慣の実態を把握し、学び方の指導を継続的に行うとともに、家庭との連携を図り、授業と家庭学習の関連に配慮しながら学習習慣の確立に努める。
- (5) 自分の成長や変容を自覚し、学びの達成感やさらなる課題意識などをもつことができるよう、1単位時間や単元ごとに振り返る場面を設定する。

オ 学校図書館やICTなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的に活用したり、ICTなどを日常的・効果的に活用したりすることができるよう、環境の整備・充実に努める。
- (2) 学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各指導計画に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- (3) 情報収集、レポートや発表資料の作成等、ICTを活用した学習活動の充実に努める。

* 参考となる資料

- ・言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～（小学校）（中学校）
平成23年5月 文部科学省
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
令和2年6月 国立教育政策研究所
- ・全国学力・学習状況調査 授業アイディア例(平成21年度～令和元年度)
令和元年9月 国立教育政策研究所
- ・学びの質を高める授業スタンダード
令和2年3月 青森県教育委員会
- ・令和元年度学習状況調査実施報告書
令和元年12月 青森県教育委員会
- ・主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック
平成29年3月 青森県教育委員会

〔重点2〕 道徳教育の充実

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進のために、校長の方針の下、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について全教員で共通理解するとともに、道徳教育推進教師を中心とした全校的な協力体制を整備する。
- (2) 道徳教育の全体計画は、児童生徒の実態に応じて、学校の道徳教育の重点目標を明確にし、各教育活動との関連のほかに、道徳科の協力体制、家庭や地域社会との連携などについても配慮し、全教員の参加と協力により作成するとともに、P D C Aサイクルを生かし、改善・充実を図る。
- (3) 全体計画には各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関する体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの等を別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとする。
- (4) 道徳科の年間指導計画は、全体計画に基づき各教科等との関連を考慮して作成する。その際、「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」「児童生徒や学校の実態に応じているか」などの視点から見直しを図る。

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 道徳科の指導に当たっては、児童生徒が道徳的価値についての自覚を深められるよう、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などのうち、何をねらいとするのかを吟味し、指導観を明確にする。
- (2) 児童生徒が課題意識をもって自己の（人間としての）生き方について考えを深められるよう、児童生徒一人一人との心のふれあいを大切にしながら、共感的な人間関係を基調とした指導に努める。
- (3) 児童生徒が道徳的価値に向き合い、自分との関わりの中で多面的・多角的に考えることができるよう、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れるなど、多様な指導方法を工夫する。
- (4) ねらいを達成するためには、児童生徒の実態、教材や指導過程等に応じて、興味や関心を高める教材の提示の仕方、考える必然性や切実感のある発問、話合いや書く活動、役割演技や動作化、心情に訴える説話などを工夫して取り入れる。
- (5) いじめの問題等に対応できる資質・能力を育むために、具体的な事例を取り上げるなど、適切な教材を用いて児童生徒が考え、議論するような授業の実践に努める。

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 年間指導計画の中に地域教材の活用を位置付け、各教科等で関わった地域の人々や郷土を取り上げた地域教材、先人の伝記や逸話等を用いた教材を積極的に取り入れる。
- (2) 地域の文化や出来事等の取材、実話、ボランティア活動や自然体験活動等の体験活動などをもとにした児童生徒の心に響く魅力的な地域教材の開発と活用に努める。
- (3) 児童生徒が道徳科で培った道徳性を基に、日常生活において適切な行為を主体的に選択し実践できるよう、家庭や地域社会との連携による体験活動を工夫する。
- (4) 家庭や地域社会との連携を深めるに当たっては、学校で行われる体験活動への保護者や地域の人々の参加や協力が得られるよう、道徳科の授業公開や道徳教育について意見交換の場を設定するとともに、地域の諸行事への参加や協力に努める。

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- (1) 道徳科の評価を推進するに当たっては、学習評価の妥当性、信頼性を担保することが重要であるため、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行う。
- (2) 道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定時間的なまとまりの中で、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する。
- (3) 学習の記録や作文、レポート、スピーチ、プレゼンテーション等を活用して、一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための工夫をする。
- (4) 児童生徒の学習状況を把握して評価することを通して、教師が自らの指導方法などを振り返り、指導の改善に努める。

* 参考となる資料

- ・いじめに正面から向き合う「考え方、議論する道徳」への転換に向けて
(文部科学大臣メッセージ)
 - ・「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）
 - ・「私たちの道徳」活用のための指導資料（小学校）（中学校）
 - ・改訂版「心のノート」を生かした道徳教育の展開－「心のノート」活用事例集－
 - ・中学校道徳読み物資料集
 - ・小学校道徳読み物資料集
 - ・平成24年度道徳教育指導資料郷土資料にかかる実践事例集（小学校編）（中学校編）
- | | |
|------------------|--|
| 平成28年11月 文部科学省 | |
| 平成28年7月 文部科学省 | |
| 平成27年3月 文部科学省 | |
| 平成25年3月 文部科学省 | |
| 平成24年3月 文部科学省 | |
| 平成23年3月 文部科学省 | |
| 平成25年3月 青森県教育委員会 | |

〔重点3〕 特別活動の充実

ア 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

- (1) 学級活動がキャリア教育の要としての役割を担うことから、小・中・高等学校のつながりを意識し、系統的、発展的に取り組むよう指導にあたる。また、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点とともに育てたい資質・能力を明らかにし、特別活動の全体計画に基づいた学級ごとの指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (2) 学級活動の内容の特質に応じて、学級活動(1)は、集団として折り合いをつけて「合意形成」を図り、学級活動(2)(3)は、具体的な解決方法を一人一人が「意思決定」する。そして、児童生徒が決めたことを実践し、一連の活動を振り返る学習過程を重視することで、次の課題解決へつながるよう努める。
- (3) 児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりを実感できるよう、話し合い活動の充実を図るとともに、教師の適切な指導の下、自主的、実践的な取組が推進されるよう、必要な情報や資料の提供に努める。

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 特別活動の他の内容、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等との関連を図りながら、指導のねらいを明確にした活動内容を設定し、全教員が共通理解して適切な指導に当たる。
- (2) 児童生徒の発想や創意工夫を生かし、学校生活に関する諸問題についての話し合いを通して、自発的、自治的な活動が展開されるよう努める。
- (3) 児童生徒の自発的、自治的な活動を展開するために、全教員が役割と責任を分担し、協力し合える指導体制を確立するとともに、指導に当たっては活動の過程を適切に評価し、支援するよう努める。
- (4) 生徒会活動においては、地域のボランティア活動への参加、地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加に関する活動の充実にも努める。

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- (1) 指導計画の作成に当たっては、指導のねらいを明確にするとともに、必要な時数を学校の実態に応じて適切に配当する。
- (2) 指導教員の人数、学校や地域の施設設備、外部講師の活用等を考慮するとともに、児童が希望するクラブの設置に努め、その計画と運営においては、児童による話し合いが生かされた活動になるよう、適切な指導、支援をする。
- (3) 児童の活動意欲が高められるよう、様々な機会を生かして、展示や映像、実演などによるクラブの成果を発表する場を設定する。

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- (1) 学校行事の実施に当たっては、全校や学年の児童生徒、家庭や地域の人々など、多様な他者と協力し合う体験的な活動を通して、学校や社会への所属意識をもたせ、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする態度を育成するよう努める。
- (2) 個々の行事の教育的価値を検討し、内容の精選や重点化を図るとともに、適切な時数を配当し、教育活動全体を見通した調和のとれた学校行事の指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (3) 児童生徒が個性や能力を發揮しつつ積極的に行事に参加できるよう、特別活動の他の内容との関連を十分に図りながら、全教員で組織的に運営に当たる。
- (4) 事前・事後の活動において学級活動等との関連を図り、児童生徒に行事のねらいや意義を理解させ、具体的な目標をもって取り組ませるとともに、反省や評価が日常の学校生活に生かされるよう、振り返りやまとめの活動を充実させる。
- (5) 一人一人の児童生徒の活動状況について情報交換を密にするなど、評価に必要な資料の収集方法を工夫するとともに、その活用に努め、学校行事の充実と改善を図る。

* 参考となる資料

- | | | |
|--|----------|-----------|
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年6月 | 国立教育政策研究所 |
| ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（指導資料） | 平成30年12月 | 国立教育政策研究所 |
| ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（リーフレット） | 平成30年7月 | 国立教育政策研究所 |
| ・学級・学校文化をつくる特別活動 中学校編（指導資料） | 平成28年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・学級・学校文化をつくる特別活動 中学校編（リーフレット） | 平成26年6月 | 国立教育政策研究所 |

〔重点4〕 体育・健康教育の充実

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 学校や地域の実態、児童生徒の心身の発達の段階や特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度を踏まえ、進んで運動の楽しさに触れたり基礎的な運動の技能や知識を身に付けたりすることができるよう指導計画の工夫に努める。
- (2) それぞれの運動のもつ特性を正しく理解し、運動の楽しさや喜びを味わわせ、基礎的な運動の技能や知識を確実に身に付けさせるとともに、習得した知識や技能を活用する学習活動を展開できるよう指導方法や評価の工夫・改善に努める。
- (3) 体力テストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、自主的・自発的に運動に関わり、多様な動きを身に付け、体力を高めることができるように、発達の段階に応じた指導を工夫する。
- (4) 運動の習慣化が図られるよう、教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を設定するとともに、家庭や地域社会と連携した取組を推進する。
- (5) 体育的活動の実施に当たっては、教職員の共通理解のもと、安全にかかわる指導や児童生徒一人一人の健康状況の把握、事前の調査及び安全点検を適切に行い、安全に実施する万全の体制と万一の事故に備えて救急体制を整えておく。

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 保健教育と健康管理に、学校保健に関する組織活動を加えた学校保健計画を作成し、その内容及び活動の成果等について総合的に評価を行う。
- (2) 児童生徒の実態を定期健康診断の結果だけでなく、日常の健康観察、保健室の利用状況、保健調査等を通して、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等について把握し、個人及び集団における健康課題を明らかにするとともに全教職員で共通理解を図り指導に当たる。
- (3) 保健教育は、体育科（保健体育科）はもとより特別活動や関連する教科等で行い、健康な生活を実践する能力や態度の育成に努めるとともに、児童生徒がより適切な意思決定・行動選択ができるよう、指導方法や指導形態を工夫する。
- (4) 児童生徒が健康に関する基礎的な理解や技能の習得を通して、健康課題等に適切に対処し、健康な生活が実践できるよう、「学校保健委員会」を組織し、学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等が連携した取組を推進する。

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- (1) 家庭や地域の状況及び児童生徒の実態等を把握し、学校給食、各教科、特別活動等における食に関する指導内容を関連付けて総合的な指導計画を作成するとともに、教育活動全体で取り組む。
- (2) 児童生徒が食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるよう、活動状況や指導の成果などについて評価を行い、指導の改善を図る。また、体験的な学習を重視するなど、発達の段階や個別の実情に応じた指導の工夫に努める。
- (3) 児童生徒が食についての理解を深め、日常の生活において実践していくために、保護者の理解を深め、家庭や地域と連携した取組を進める。
- (4) 学校における食中毒や感染症の未然防止に努めるとともに、児童生徒が衛生的な日常生活を送ることができるよう、実践的態度の育成を図るなど適切に指導する。

エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

- (1) 安全教育、安全管理、安全に関する組織活動等を踏まえた学校安全計画を作成するとともに、危険等発生時に教職員がとるべき具体的な内容と手順を定めた危険等発生時対処要領の見直しを図るなど、総合的な安全対策を講ずるよう努める。
- (2) 学校安全委員会等を組織して学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等との連携を密にし、事件、事故、災害の発生に備え、最新の情報が活用できるようネットワークの整備と適切な利用を図るとともに、地域全体の安全活動となるよう努める。
- (3) 児童生徒の発達の段階を考慮して、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させるとともに、危険を予測し回避する能力や安全を尊重する規範意識等の形成を図るよう指導に努める。
- (4) 事件・事故、災害時における心のケアを適切に行うため、事前の対応（日頃から児童生徒の心理状態を理解し、心の健康について発達の段階に応じた指導）、発生時の対応（支援を必要としている児童生徒に対する適切な対応）、事後の対応（長期にわたることも考慮しながら、持続的な観察とケアを含めた計画的な対応）について分けて考えるとともに、平常時の心の健康づくりに努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|
| ・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き | 平成26年3月 | 文部科学省 |
| ・学校安全参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・食に関する指導の手引き 一第二次改訂版一 | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・学校の危機管理マニュアル作成の手引 | 平成30年2月 | 文部科学省 |
| ・令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書 | 令和元年12月 | スポーツ庁 |
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年6月 | 国立教育政策研究所 |
| ・防災・安全の手引き（二訂版） | 平成26年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点5〕 生徒指導の充実

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- (1) 基本的な生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るため、すべての教育活動を通して、計画的、継続的に指導できるように全教職員の協働的な指導体制を整える。
- (2) 自校の生徒指導上の課題を明らかにし、それに応じた具体的な実践項目を設定して指導に当たるとともに、その実践状況を確認するための機会や場を適切に設定し、指導内容や指導方法の改善を図る。
- (3) 生徒指導上の問題に的確に対応し、児童生徒の実態に応じた指導を進めるために、事例研究などを含めた校内研修を積極的に実施し、指導力の向上に努める。

イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実

- (1) 学年の全教員が、児童生徒の発達の段階に即した学年目標や方針について共通理解を図るとともに、他学年や生徒指導部等とも連携し、全教職員による指導・支援に努める。
- (2) 学年・学級経営に当たっては、一人一人の個性を尊重し、児童生徒が活躍できるような場を設定するとともに、よさや努力を積極的に認め、自己存在感を高めることに留意する。
- (3) 児童生徒が互いのよさに気付き認め合う場や、児童生徒との対話や励ましの機会を積極的につくり、ふれあいの中で教員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係を育成する。
- (4) 教員の適切な指導のもと、児童生徒が自らの判断で行動を選択・決定し、責任ある行動がとれるよう自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を支援する。
- (5) 一人一人の考えや発想を大切にし、認めたり、励ましたりしながら、児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わうことができるよう、生徒指導の機能を生かした授業づくりに努める。

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

- (1) すべての児童生徒を対象とした教育相談体制を整えるとともに、スクールカウンセラー等との連携を図り、すべての教員が、学年や学級の枠を越えて相談に当たるなど、児童生徒が誰とでも自由に相談できるような場や機会を工夫する。
- (2) 受容的・共感的なふれあいを通して、児童生徒の内面理解に努めながら、悩みや不安を早期に把握し、積極的に教育相談を行うことで、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 日常の観察や定期的なアンケート調査などにより、児童生徒の実態をきめ細かく把握するとともに、保護者の協力を得ながら児童生徒の内面理解を深め、積極的な生徒指導に努める。特に、不登校児童生徒には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してアセスメントを行い、個々の状況に応じた支援が行われるよう努める。

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を推進する。
- (2) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候や懸念であっても、早い段階からハートフルリーダーを中心に複数の教職員での確に関わり、いじめの定義に基づいていじめを積極的に認知する。また、定期的に教育相談を実施するなどして、児童生徒がいじめを訴えやすい環境づくりに努める。
- (3) いじめを発見したりいじめの訴えを受けたりした場合は、まずその行為を止めたり訴えに対して真摯に傾聴したりするとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校に置かれた学校いじめ対策組織に伝えて組織的に対応する。
- (4) 家庭や地域社会からの協力が得られるよう、「いじめの定義」及び「いじめを積極的に認知し対応していること」を保護者や地域の方々に日頃から丁寧に伝えるよう努める。

オ 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携の充実

- (1) 児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を進めていくために、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用して家庭や地域社会及び関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、情報共有のみにとどまらず行動連携の推進に努める。
- (2) 情報交換を密にしながら、家庭や地域社会における児童生徒の実態を的確に把握し、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 近隣の同一校種間、幼（保）・小・中・高の異校種間で、定期的にもしくは随時機会を設けて情報交換や事例研究をするなど、学校間の連携に努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|--------------------------------------|----------|-----------|
| ・ 生徒指導提要 | 平成22年3月 | 文部科学省 |
| ・ 生徒指導リーフ (Leaf 1 ~21、増刊号Leaves 1、2) | 平成27年12月 | 国立教育政策研究所 |
| ・ 生徒指導支援資料 (1～5) | 平成27年7月 | 国立教育政策研究所 |
| ・ 生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編、中学校編） | 平成22年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・ いじめ対応の手引き | 平成31年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・ 命の大切さ啓発リーフレット「大切なのちを守るために」 | 平成28年12月 | 青森県教育委員会 |
| ・ いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」 | 平成27年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点6〕 キャリア教育の充実

ア キャリア教育指導体制の整備・充実

- (1) キャリア教育の充実に当たって、学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、教育相談等の機会を生かしつつ、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るよう努める。
- (2) 校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、全教職員が共通の認識に立って、キャリア教育の視点で教育活動全体をとらえ直しながら、全体計画・指導計画の見直しを図り作成に当たる。
- (3) 児童生徒一人一人が自己のよさや可能性などに気付き、将来の生き方及び進路の探索や選択を進められるよう、キャリア発達の段階に応じた系統的な支援に努める。特に、中学校においては、キャリア発達を促す指導と進路決定のための指導が系統的に展開されるよう、キャリア教育担当者や進路指導主事等を中心とした指導体制の充実を図る。
- (4) 『あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～』等を活用し、学年間や異校種間の円滑な接続に努める。また、学校や地域の特性、児童生徒の実情に応じて、創意工夫に富んだ啓発的な体験活動等を展開できるよう、保護者や地域社会、外部団体等との連携に努める。

イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- (1) 児童生徒一人一人に自己有用感や挑戦する勇気を与え、自分のよさや成長を実感させる機会を積極的に設定するとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる。
- (2) 児童生徒一人一人に目標をもたせ、今と将来、学ぶことと働くこと、生きることを関連付けて考えさせることにより、自律的な生活態度や学習習慣を身に付けさせる。
- (3) 児童生徒一人一人が自らの意思と責任で進路を選択することができるよう、キャリア・カウンセリングの機会を確保し、その計画的・継続的な実施に努め、キャリア発達の段階に応じた個々の将来の生き方及び進路の探索や選択の支援を行う。

ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 様々な集団や社会の一員としての責任を担い、自己実現を図ろうとする意欲や態度が育まれるよう、全校の美化活動、各種の勤労体験、職場見学、奉仕活動などの勤労生産・奉仕的活動を通して、勤労観・職業観を自ら形成・確立できる児童生徒を育成する。
- (2) 職業の種類や内容、働くことに対する考え方等、具体的な情報の獲得に向け、体験的な学習や出会い・ふれあいの機会を計画的に設定することを通して、職業に対する関心・理解を高めるとともに、将来の職業に対する選択の可能性を伸長するよう努める。
- (3) 職場体験などの体験活動を断片的・一過性のものに終わらせるのではなく、事前・事後指導の工夫により、ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組ませるとともに、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かすよう努める。

* 参考となる資料

・中学校キャリア教育の手引き	平成23年3月 文部科学省
・小学校キャリア教育の手引き	平成22年1月 文部科学省
・語る・語らせる・語り合わせるで変える!キャリア教育(パンフレット)	平成28年3月 国立教育政策研究所
・キャリア教育が促す「学習意欲」(パンフレット)	平成26年3月 国立教育政策研究所
・学校の特色を生かして実践するキャリア教育(パンフレット)	平成23年11月 国立教育政策研究所
・あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～	令和元年12月 青森県教育委員会
・キャリア教育の指針(実践編)	平成26年3月 青森県教育委員会
・キャリア教育の指針(総論編)	平成24年3月 青森県教育委員会

〔重点7〕 特別支援教育の充実

ア 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会を設置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、組織的・計画的な対応ができるよう、全教職員による支援体制の充実を図る。
- (2) 校内委員会において、児童生徒の実態把握や支援方策の検討、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、日常の支援や危機管理に関する事（教室や学校からの抜け出し、パニック、事故、災害が発生した場合の対応等）などについて、学校全体で共通理解を図る。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、コーディネーターに指名された教員は、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
- (4) インクルーシブ教育システムの理念に基づき、特別支援教育巡回相談員制度の活用や、研修会への積極的な参加、校内研修に位置付けた特別支援学級の授業研究等を通じ、特別支援教育に関わる研修を推進することにより、すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。

イ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- (1) 一人一人の障害の種類や程度、発達の段階等が異なることから、各学校や個々の児童生徒の実態を踏まえた個別の指導計画の作成と活用により、特別な配慮のもと、きめ細かな指導に努める。また、一連の取組の経過及び結果を引継ぎの話合い等で活用する。
- (2) 個別の指導計画の作成に当たっては、一人一人の教育的ニーズに応じて、目標や実施期間、手立て等を明記し、必要に応じて特別支援学校や医療・福祉等の関係機関の専門的な指導・助言を活用する。
- (3) 個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果について、校内委員会等を通じて話し合い、適切に評価し、必要に応じて目標や手立ての設定を見直し、指導の改善に努める。
- (4) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、各教科等の指導に当たって個々の児童生徒の実態を的確に把握するために個別の指導計画を積極的に作成し、活用に努める。

ウ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- (1) 一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、長期的な視点で、児童生徒が一貫した支援を受けることを目的として、個別の教育支援計画を作成、活用し、関係者等と協力して支援に当たる。
- (2) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意見を十分に聞きながら、医療、福祉、保健、労働等の関係機関についての内容などを盛り込み、それぞれの役割を具体的に記載する。
- (3) 個別の教育支援計画に基づき、家庭や関係機関との情報交換・連携を積極的に図りながら支援に当たるとともに、実施状況を点検・評価する。さらに、保護者の理解と合意のもと、「合理的配慮」の観点から改めて整理し、必要に応じて計画の見直しを図る。また、その内容を個別の教育支援計画に明記し、就学や進学、転学等に際して、適切な教育が一貫して行われるよう、次の学校へ引き継ぐ。
- (4) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、卒業後の生活までを見据えて、一貫した適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画を積極的に作成し、活用に努める。

エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

- (1) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にし、社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。
- (2) 交流及び共同学習の計画に当たっては、相互の教師間でその意義や教育的効果について十分理解し合い、教育課程上の位置付け、学習の形態や内容、手立て、役割分担や協力体制等について事前に検討する。
- (3) 交流及び共同学習の実施に当たっては、双方のねらいを明確にし、相互理解が深まるような内容・方法等を十分に検討し、各学校や地域の実情に応じて、組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- (4) 通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面での活動を共にするもので、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、効果的な活動となるよう配慮する。

* 参考となる資料（P. 36に掲載）

〔重点8〕 環境教育の推進

ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 教育課程上の位置付けを明確にし、分掌を設けるなどして指導体制を整備するとともに、全教職員が環境教育の必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解を図り、協力体制づくりを行う。
- (2) 全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、環境教育の目標と学校教育目標を関連付け、育成する資質・能力を明確にするとともに、これまで実施されている体験活動や各教科等の学習活動を、環境教育の視点から整理することに努める。
- (3) 環境教育を進めるに当たっては、各教科等の目標や内容等を教科横断的な視点で捉え、環境に関わる内容を関連付け、効果的で継続的な指導を行うよう工夫する。

イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- (1) 児童生徒の実態を多面的に把握し、それにふさわしい教材を選択したり開発したりするとともに、インターネットやマスメディア等の活用を図るなど多様な学習活動を設定し、探究的な学習を積極的に取り入れ、実態に即した指導を工夫する。
- (2) 身近にある環境のよさや問題を様々な視点から気付かせるなど、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した行動がとれる態度の育成に努める。
- (3) 地域の自然環境や児童生徒の生活環境に対応し、地域環境を教材化したり、地域にある施設や人材を効果的に活用したりするなど、地域の特性を生かした指導を工夫する。また、身近な問題が地球規模の環境問題につながっていることを認識させ、グローバルな視点に立った環境問題を解決するための能力や態度を育てるよう配慮する。

ウ 環境にかかる体験活動の充実

- (1) 環境に対する豊かな感受性や探究心、思考力や判断力、実践力を育成するために、身近な自然や社会環境にふれる機会を多く取り入れ、直接的、具体的な体験活動の充実を図る。
- (2) 環境問題の解決に向けた意識を高め、行動力を身に付けさせるため、体験活動の事前・事後指導の充実など、意識化・行動化に向けた指導の工夫をするとともに、学校と家庭、地域社会とが連携を図り、相互に補完しながら環境教育の充実を図る。

* 参考となる資料

- | | | |
|-------------------------|----------|-------------|
| ・環境教育指導資料（中学校編） | 平成28年12月 | 国立教育政策研究所 |
| ・環境教育指導資料（幼稚園・小学校編） | 平成26年10月 | 国立教育政策研究所 |
| ・北東北三県共通環境ワークブック | 平成27年7月 | 青森県・秋田県・岩手県 |
| ・まもろう みんなの地球 わたしたちのふるさと | 平成26年3月 | 青森県・秋田県・岩手県 |

〔重点9〕 国際化に対応する教育の推進

ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 郷土の自然・歴史・文化等を、児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じ、教材として開発し取り上げるとともに、地域の人材や資料館等を活用しながら具体的に授業で扱い、各教科等を相互に有機的に結び付けながら、全教育活動を通した計画的な指導に努める。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点を理解させるとともに、それらを育んできた国々のよさに体験的に気付かせる指導に努める。

イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) 外国語を通じて、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、「伝え合う内容」に十分配慮した教材を使用し、児童生徒が興味をもって取り組むことができるよう言語活動を設定する。その際、外国語指導助手等を活用し、児童生徒が授業を通して身に付けた知識・技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を繰り返し設定するよう努める。
- (2) 小学校においては、外国語活動及び外国語科導入の趣旨を十分に理解した上で、児童の実態や発達の段階を踏まえた適切な指導計画や指導内容を設定する。中学年では「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」を中心とした言語活動を通じて外国語に慣れ親しませながら、外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成するよう努める。高学年では段階的に「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱い、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するよう努める。
- (3) 中学校においては、「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「読むこと」「書くこと」の5領域のバランス及び言語使用の目的や場面、状況及び言語の働きに十分配慮した言語活動を工夫し、相手や話題を替えて繰り返し体験させることによって、基本的な知識や技能の定着を図る。
- (4) 小・中学校の情報交換の場を設け、それぞれの学校における外国語教育の学習のねらいや指導内容・指導方法等について理解を深め、円滑な接続が行われるよう努める。

ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対しては、一人一人の実態を的確に把握し、日本語指導や文化的な背景に応じた生活適応指導を計画的、継続的に行うことができるよう、特別の教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携したりするとともに、互いを認め尊重し合う環境づくりに配慮する。
- (2) 児童生徒が異なった文化を理解したり、考え方を広げたりするために、地域に暮らす外国人や外国生活の経験者等との活動の場や内容を工夫し、地域に根ざした国際交流活動を積極的に推進するよう努める。
- (3) 諸外国の姉妹・友好提携校との交流に当たっては、その目的を明確にし、長期的展望に立って進めるとともに、インターネットを活用するなどして、交流の仕方を工夫する。

* 参考となる資料

- ・ “Let’s Try!1, 2” “Let’s Try!1, 2(指導編)” 平成30月2月 文部科学省
- ・ 小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック 平成29年6月 文部科学省
- ・ 各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き 平成25年3月 文部科学省
- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 令和2年6月 国立教育政策研究所
- ・ 平成31年度全国学力・学習調査（解説資料）（報告書） 令和元年7月 国立教育政策研究所
- ・ 英語教育ポータルサイト（「えいごネット」）（<http://www.eigo-net.jp/>）（財）英語教育協議会（ELEC）（文部科学省協力）
- ・ 学びの質を高める授業スタンダード 令和2年3月 青森県教育委員会
- ・ 小・中学生英語力向上推進事業 明日の授業はこう創ろう！ 小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック 平成31年3月 青森県教育委員会
- ・ 青森県版中学校英単語集～VERSION V～ 平成30年6月 青森県教育委員会
- ・ 小・中学生英語力向上推進事業 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック 平成30年3月 青森県教育委員会
- ・ 平成25・26年度青森県中学生英語力育成事業実践研究報告書 平成28年3月 青森県教育委員会
- ・ 青森県中学生英語力向上のための提言 平成26年3月 青森県英語教育改善推進協議会

〔重点10〕 情報化に対応する教育の推進

ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 学校全体として体系的な情報教育を推進するために、担当者の役割を明確にしたり、分掌組織上の位置付けを工夫するなど、指導体制の整備・充実を図る。
- (2) 情報モラルを含む情報活用能力の育成に当たっては、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校として育てたい資質・能力や態度を系統的・体系的に示し、各教科等の学習内容と関連付けた計画的・継続的な指導を工夫する。
- (3) 教員のICT活用指導力の向上を図り、情報教育の推進に対する共通理解を深めるために校外研修を積極的に活用するとともに、校内研修の機会を計画的・継続的に確保する。
- (4) 教員や児童生徒が安心して情報手段を活用できるよう、フィルタリング機能の措置や個人情報の漏えい等の情報セキュリティ対策を講じる。

イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

- (1) 小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を設定する。
- (2) 中学校においては、小学校段階の基礎の上に、活用する情報や情報手段を生徒に選択させ、より主体的に課題を発見し探究する学習活動を設定する。
- (3) ICTの活用については、その特性を生かし、児童生徒が目的意識をもって主体的に学習できるよう、指導のねらいや内容に応じて学習過程に適切に位置付ける。
- (4) いつでもICTを活用できるように教室環境を整えるとともに、学習に対する動機付けや学習内容の理解促進に活用できるデジタルコンテンツの整備に積極的に取り組む。
- (5) 情報活用能力の育成に当たっては、育成すべき資質・能力の三つの柱（※1）に沿ってバランスよく指導する。
- (6) ICTの活用に当たっては、インターネットやSNSの利用上のルールやマナー、個人情報やプライバシーの保護、知的財産権を尊重するなどの情報モラルや、心身の健康に与える影響等について、留意して指導する。

※1 情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能（知識・技能）、複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力（思考力・判断力・表現力等）、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等（学びに向かう力・人間性等）

ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- (1) 情報通信ネットワーク等の整備状況に応じて、家庭や地域社会との連携及び学校運営の充実のための効果的な活用を工夫したり、学習方法の多様化について実践的な研究を積み重ねる。
- (2) インターネットの利用やホームページ等の公開に当たっては、各市町の規程等に基づき、学校情報セキュリティポリシーを整備し、ネットワークの管理者を位置付けるなどして、適切に運用する。

エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- (1) 情報モラルに関する指導の充実に当たっては、すべての児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、家庭や地域社会及び関係機関等とも連携・協力して、すべての教員が指導を行う。
- (2) 指導に当たっては、情報社会で適正に活動を行うための基になる考え方と態度について、学校の教育活動全体を通して計画的かつ適切に指導する。

* 参考となる資料

- | | |
|--|-------------------|
| ・小学校を中心としたプログラミング教育ポータル
(https://miraino-manabi.jp/) | 令和2年12月 文部科学省 |
| ・教育の情報化に関する手引（追補版） | 令和2年6月 文部科学省 |
| ・小学校プログラミング教育の手引（第三版） | 令和2年2月 文部科学省 |
| ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm) | 平成31年3月 文部科学省 |
| ・情報モラル教育実践ガイド～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～ | 平成23年3月 国立教育政策研究所 |

〔重点11〕 研修の充実

ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- (1) 指標の趣旨や内容について理解を図り、指標を踏まえた研修を推進する。
- (2) 教員等一人一人が自らの成長段階や、職責、経験、適性に応じて、更に高度な段階を目指すための手がかりとして指標を活用する。

イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 校内研修を教員等一人一人の意識改革と資質・能力の向上の基盤として位置付け、学校の教育目標の達成を目指して教員等が同僚性を發揮し、日常的に学び合い、指導力を高め合おうとする環境づくりや校内研修体制の整備・充実に努める。
- (2) 研修内容に応じて、教員等一人一人の特性を生かしながら役割を分担し、組織的・計画的に研修を進めるとともに、各種研修会で得た情報を共有する機会や方法を工夫し、具体的な実践へと結び付ける。
- (3) 教員等一人一人が校内研修の意義を自覚し、目標や課題をもって、計画的・積極的に教育実践に取り組み、実践的指導力と専門性の向上に努める。
- (4) 教育改革の動向や学習指導要領の趣旨及び内容等の十分な理解とともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題、危機管理、道徳教育、特別支援教育、キャリア教育、情報教育の推進などの今日的な教育課題についても研修の充実を図る。

ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1) 学習指導要領の趣旨及び内容、各教科等の目標やねらいについて全教員等の共通理解を深める。
- (2) 創意工夫を生かした教育課程を編成し、弾力的に運用するとともに、P D C Aサイクルに基づいて適切な評価と改善に努める。
- (3) 一人一人の能力・適性に応じた教育を一層進めるため、個別学習や補充学習、教材・教具の工夫や開発、I C Tや学校図書館の活用、チーム・ティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導の充実に努める。

エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 校内研究計画の作成に当たっては、学校の実践的重点課題を十分吟味して全教員等の共通理解のもとで研究主題を設定し、目指す児童生徒像を明確にして研究目標等を具体化する。
- (2) 研究仮説を踏まえて、研究の成果を児童生徒の変容から確かめることができるよう検証方法と計画を工夫し、日常の指導における具体的な取組を明らかにして、日々の実践において授業改善を図る。
- (3) 学習指導案の作成に当たっては、授業のねらいを明確にし、研究主題との関連や児童生徒の実態、評価の観点や評価規準、つまずきに対する具体的な手立てを明記するなど、指導と評価の一体化を図る。
- (4) 研究協議会では、仮説の検証がなされるように事前に協議の視点を示すなどして話し合いを焦点化し、グループ協議を取り入れるなどして話し合いの活性化を図り、成果や課題を明確にする。
- (5) 校内研究の成果を日常の授業に確実に反映させるよう心がけ、実践的研究の充実に努める。

オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- (1) 児童生徒や地域の実態、学校の伝統等を踏まえて家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動や学校運営を一層工夫するとともに、計画的・継続的な研究を推進する。
- (2) 学校教育に対する保護者や地域の人々の願いを把握し、家庭や地域社会とともに児童生徒を育っていくための協力体制づくりに努める。
- (3) 同一校種間や異校種間の連携に配慮し、交流する機会を設けるなどして相互理解を深めながら、教育活動の充実に努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|------------------------------|---------|---------------|
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年6月 | 国立教育政策研究所 |
| ・校長及び教員としての資質の向上に関する指標 | 平成30年2月 | 青森県教育委員会 |
| ・校内研修活性化のためのツールブック | 平成29年3月 | 青森県総合学校教育センター |
| ・校内研修活性化のためのアイデアブック | 平成28年3月 | 青森県総合学校教育センター |

〔重点12〕 複式教育の充実

ア 指導体制の整備・充実

- (1) 確かな学力を育成し、生きる力を育むために、複式のよさを生かすよう指導体制を確立し、全教員の共通理解のもと児童の指導に当たる。
- (2) 直接指導の時間確保など学年別指導の問題点を補い、学習効果を高めるために、同単元同内容などを教育課程に明確に位置付け、指導の工夫に努める。
- (3) 児童の生活経験を拡大し社会性を育成するために、合同学習(校内において合同で行う学習活動)、集合学習(2校以上の児童が学習集団を構成して行う学習活動)、交流学習(学校規模や生活環境の異なる学校が互いに交流して行う学習活動)を取り入れる。また、それらを行う場合は、その目的が達成されるよう打合せを綿密に行い、計画的に実施する。

イ 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実

- (1) 一人一人の特性を的確に把握し、日常の授業改善と学習習慣の確立に努め、きめ細かな指導により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- (2) 複式学級の学級経営においては、児童相互の関係について表面的な現象だけで判断せず、科学的な諸調査や検査などを加味して注意深く観察し、実態を踏まえて一人一人の個性や能力を伸ばすよう努める。
- (3) 序列化・固定化された人間関係を改善するために、一人一人に責任ある役割をもたせるとともに、協力しながら主体的に活動する場や認め合う場を設定する。
- (4) 豊かな体験を通して、児童に自信と意欲をもたせ、社会性や向上心、コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ喜びと充実感を味わわせる。
- (5) 家庭や地域社会に積極的に働きかけ、相互に連携して地域ぐるみの教育活動を推進する。

ウ 効果的な学習指導の推進

- (1) 一人一人の学習状況を的確に把握し、実態に即した学習活動が展開できるよう、個に応じた具体的な到達目標を設定するとともに、評価結果の累積・活用に努め、指導と評価の一体化を図る。
- (2) 学習活動が効果的に展開できるよう学習環境を整備し、教材・教具、ICTの活用を図る。
- (3) 直接指導では、児童が課題を的確につかみ、解決の見通しをもてるような工夫をするとともに、一人一人のつまずきに対応するなど個に応じた指導に努める。
- (4) 間接指導では、自力解決に向けて主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう、学習の手順や話合いの仕方について、繰り返し指導する。
- (5) 直接指導と間接指導を効果的に行うために、「わたり」や「ずらし」がある学習過程やグループ学習、ペア学習、ガイド学習等の多様な学習形態を取り入れる。
- (6) 異学年同内容の指導では、学年ごとのねらいを達成できるよう、指導の手立てを工夫し、学年に応じた適切な指導を心がける。

エ 研修の充実

- (1) 校内での授業研究等を通して、日常の取組の成果と課題を明らかにしながら、全教員の共通理解のもと、実践的な研修を積み重ねる。
- (2) 複式学級を有する学校との連携や各種研修会から得た情報を校内で共有し、自校の実態に基づいて、研修成果を日常の授業実践に生かすよう努める。

* 参考となる資料

・指導資料集第39集	へき地・複式教育ハンドブック（一般編）	平成31年3月 青森県教育委員会
・指導資料集第38集	へき地・複式教育ハンドブック（社会科・理科・生活科編）	平成29年3月 青森県教育委員会
・指導資料集第37集	へき地・複式教育ハンドブック（国語科編）	平成27年3月 青森県教育委員会
・指導資料集第36集	へき地・複式教育ハンドブック（算数科編）	平成25年3月 青森県教育委員会
・指導資料集第35集	へき地・複式教育ハンドブック（授業実践編）	平成23年3月 青森県教育委員会
・指導資料集第34集	へき地・複式教育ハンドブック（事例編）	平成21年3月 青森県教育委員会

2 指導上の参考資料

〔1〕学習状況調査結果について

1 調査結果の概要

(1) 令和元年度教科別通過率の状況 (%) 令和2年度は未実施のため令和元年度の結果を掲示

	小学校				中学校				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語
設定通過率	62	60	59	61	57	56	56	55	55
県全体の通過率	72	66	50	52	58	53	47	55	61
西北管内の通過率	70	67	51	54	57	53	45	54	63
五所川原市	72	70	52	54	57	53	43	54	61
つがる市	70	67	52	57	60	56	48	56	67
西郡・北郡	68	64	50	51	56	51	44	52	63

(2) 西北管内の通過率と県全体の通過率との差

	小学校				中学校				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語
平成19年度	1.3	2.2	1.0	1.3	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.6	△ 2.5	1.4
平成20年度	1.0	1.0	2.1	1.2	△ 0.8	△ 0.9	0.9	△ 0.7	△ 5.2
平成21年度	1.0	1.4	3.7	1.6	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.1	△ 3.4	△ 0.5
平成22年度	△ 0.4	1.3	2.0	0.9	△ 1.9	△ 2.1	△ 0.7	△ 2.3	△ 0.3
平成23年度	△ 0.2	△ 0.5	0.7	0.8	△ 1.7	△ 4.4	△ 3.5	△ 3.6	△ 1.6
平成24年度	0.6	△ 0.7	1.5	△ 0.6	△ 0.8	△ 2.2	△ 1.6	△ 1.0	1.0
平成25年度	0.5	△ 0.3	0.0	△ 0.9	△ 1.8	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.9	△ 1.9
平成26年度	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 2.4	△ 2.0	△ 1.2	1.3	1.4
平成27年度	△ 1.5	△ 1.9	△ 1.1	△ 1.0	△ 2.8	△ 3.6	△ 5.8	△ 4.0	△ 4.2
平成28年度	0.3	2.4	1.1	1.9	△ 3.8	△ 2.4	△ 3.6	△ 2.3	△ 1.2
平成29年度	△ 3.6	△ 0.8	△ 1.7	0.5	△ 1.6	△ 3.5	△ 2.5	△ 1.7	△ 1.6
平成30年度	△ 1	3	1	1	△ 4	△ 6	△ 2	△ 4	1
令和元年度	△ 2	1	1	2	△ 1	0	△ 2	△ 1	2
令和2年度	学習に関する意識や実態の調査（質問紙調査）のみ実施								

2 調査結果の活用について

令和2年度学習状況調査実施報告書（質問紙調査）や各校で実施する学力検査等の結果を参考にし、自校の児童生徒の学力や学習状況等の課題を明らかにするとともに、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、学習指導の改善に取り組むことが重要です。

質問紙調査から明らかとなった課題の一つである家庭学習の習慣化については、今後も、児童生徒自らの課題に応じた学習内容や方法を計画させる活動に継続して取り組むとともに、保護者面談などの場を活用して家庭学習習慣の確立について話し合い、保護者と協力体制を築き、連携していくことが大切です。

3 授業改善について

(1) 授業全般

① 授業設計の工夫

授業を設計するに当たっては、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、児童生徒が考える場面と授業者が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で考えることが大切である。その上で、1単位時間で各段階(導入、展開、終末)の学習活動を確実に実施できるよう、導入をコンパクトにするなど授業設計を工夫する。また、「児童生徒にどういった力を身に付けたいのか」という学習の成果を的確に捉え、教師の指導改善や児童生徒の学習改善につながる学習評価を工夫する。

② ノート指導と教科書の活用

ノートは、後の学習で活用するために整理して記述したり、試行錯誤した足跡を残したりするために用いられる、学習ツールの基本である。ワークシートは、手早く表にまとめたり、思考を引き出したりするのに有効である。ワークシートをノート代わりにする授業があるが、書き込み仕上げる活動が授業の中心となり、児童生徒が思考をめぐらせる場面が少ないことがある。それぞれの特徴を踏まえ、適切に使いたい。また、1回の授業で1度は教科書を開いて学習内容を確認する場面を設ける。学習内容のおおもとを確認するために、特に大切にしたい。

(2) 小学校における授業改善の視点例

国語	<p>《導入》 教師が言語活動のモデルになり、音読したり、詩や俳句の創作など自作の補助教材を提示したりすることで、児童が学習の見通しを明確にもつことができる。また、教師自作の教材は、児童にとって取り組んでみたいという思いを引き出すのに効果的である。</p> <p>《展開》 物語文では、教材文全体を拡大し、全文掲示するなどして、「場面の移り変わり」や「気持ちの変化」に着目させることが有効である。児童が、作品のストーリー全体を俯瞰しやすいように工夫することで、児童相互の意見交流が促される。</p> <p>《終末》 学習内容を振り返らせることで、児童は、何が分かり、何が分からなかったのか自覚するようになる。授業の最後に、今日は何を（内容）、どのように考え（思考過程）、学びを通して見出すことができたか（価値）を自分の言葉でまとめさせる。</p>
社会	<p>《導入》 I C Tや具体物等を活用して資料を提示し、社会的事象を視覚的に捉えさせることで興味・関心を高める。その上で資料から気付いたことや疑問を出し合い、課題を設定する。さらに、課題に対する予想をもとに、調べる視点を整理し、何を調べるかや調べる方法を考えさせ、主体的に課題解決するための見通しをもたせる。</p> <p>《展開》 個人で考えさせた後、グループ等による学び合いによって考えを発展させる場面を設定する。多様な考えをもち寄って、より深く追究したい場合は4～5人程度にしたり、簡単な確認をする場合は2～3人にしたりする等、学習する内容によってグループの人数を変える。グループでまとめた内容については全体で確認し、共有化を図る。</p> <p>《終末》 課題のまとめは児童の言葉を生かして行う。振り返りでは、分かったこと（事実の確認）、考えがどのように変わったか（自己の変容）、友だちからの学び（他者との関わり）等、学びを実感させ、次時への学習意欲につながるようにする。また、単元の終わりには、自分の考えがどのように変容したかを確認させる。</p>
算数	<p>《導入》 課題（めあて）は、呼びかける文末か疑問形の文末か等について、身に付けさせたい力、学習内容、学年の段階を踏まえて適切に設定する。疑問形はまとめに結び付けやすい。 結果の見通しや方法の見通しは、児童が主体的に学ぶ大きなきっかけとなるとともに、学習を振り返る際に有効に働く。また、比較、類推、適用等、数学的な考え方の基となるので、適切に位置付ける。</p> <p>《展開》 学び合いの場面では、教師と児童の言語活動から児童相互の言語活動へ重点を次第に移行することで、対話的な学びを実現するようにする。また、非定型の自由な意見交換でのつぶやきを大切にし、他の考えとつなげて生かすよう心がける。 自力解決の段階で完成していない説明であっても、交流しながら分かりやすい説明に高める等、協働の活動を通して数学的な見方・考え方を育成したい。</p> <p>《終末》 問題一つの学習展開でまとめを導いてよいか、授業の目標に沿って一考する。全体でもう1間に取り組むなど、数学的な確かさを実感させる場面を工夫する。 本時の学習を振り返ることは、児童と学習内容とのかかわりを深め、今後の学習や生活につなぐ場面である。単位時間毎や単元毎に必ず実施する。</p>
理科	<p>《導入》 既にもっている知識とずれがある事物・事象を提示し、児童が発した問い合わせから課題を設定することで、主体的に解決する自分事としての課題を設定する。</p> <p>《展開》 思考力・判断力・表現力等を育成するために、ペアやグループによる話し合いの場を設定する。その際、結果から何が言えるのか、何が読み取れるのかなど、観察・実験の結果を基にして予想と比較する活動、分かったことを図などを用いて表現・説明する活動、習得した知識や技能を用いて文章に書いたりする活動などを設定する。</p> <p>《終末》 授業の最後に本時の学習を振り返る場面を設定する。学習内容が実際の自然の中で成り立っていることや、日常生活の中で役立てられていることに気付かせることにより、理科を学ぶ意義や有用性を実感させ、次の学習につなげる。</p>

(3) 中学校における授業改善の視点例

国語	<p>《導入》 生徒の問い合わせを引き出し、日常生活や社会生活と関連した取り組むべき必要性のある課題を設定する。そして、設定した課題を自分の知識や経験と結び付けながら、自分事として捉えられるようにし、課題解決の見通しをもたせる工夫をする。</p> <p>《展開》 生徒が課題と向き合いながら、自力解決の実感を味わえるように、学習場面を設定する。例えば、自分の考え方をもつ場面、仲間と考えを共有する場面、仲間の考え方からよりよいものを吟味し、自分の中で再構成する場面などである。</p> <p>《終末》 授業の最後に、今日は何を（内容）、どのように考え（思考過程）、学びを通して見出すことができたか（価値）を振り返り、自分の言葉で言語化することによって、新たな問い合わせを引き出し、次の学習へつなげるようとする。さらに、授業内容と結び付けた課題を家庭学習に位置付けることで、学習の定着を図る。</p>
社会	<p>《導入》 I C T や具体物等を活用して資料を提示し、社会的事象を視覚的に捉えさせることで興味・関心を高める。また、発問を工夫して生徒に疑問をもたせ、課題を自身の生活に引き寄せて捉えることができるようとする。</p> <p>生徒に課題に対する予想をさせた上で、主体的に課題解決できるように調べる内容や方法等を確認し、学習活動に見通しをもたせる。</p> <p>《展開》 個人で考えさせた後、グループ等による学び合いによって考えを発展させる場面を設定する。その際、多様な考え方をもち寄って、より深く追究したい場合は4～5人程度にしたり、確認をする場合は2～3人にしたりする等、人数を適切に変える。グループでまとめた内容については全体で確認し、共有化を図る。</p> <p>《終末》 課題に対するまとめを生徒の言葉を生かして行うとともに、振り返りでは、予想したことがグループ活動を通してどのように変わったか、何が分かって何が分からないか等を記述させる。また、単元の終わりには、自分の考えがどのように変容したかを確認させる。</p>
数学	<p>《導入》 課題は、呼びかける文末か疑問形の文末か等について、身に付けさせたい力、学習内容を踏まえて設定する。疑問形は、まとめに直結しやすい。</p> <p>見通しの段階では、解決方法、結果など既習を生かして数学的思考をめぐらせ、自分なりに見通しをもたせることで、解決までの過程を自覚化させる。</p> <p>《展開》 自力解決では、自分の考え方やその具体的な根拠を筋道を立てて考えさせ、思考過程をノートに記述させる。学び合う場面では、教師と生徒のやりとりから生徒相互の話合いへ重点を次第に移行することで、対話的な学びになるようとする。自分なりの説明の仕方や聞き方が身に付くよう、適時の指導や助言が大切である。</p> <p>《終末》 見通したことを起点にして、課題に対応したまとめを生徒と共につくる。本時の学習を振り返ることは、生徒と学習内容とのかかわりを深め、今後の学習や生活につなぐ場面である。単位時間毎や単元毎に必ず実施する。また、適用題に取り組む際は、根拠を問い合わせ、原理・法則の理解に裏付けられた確かな知識及び技能の習得を図る。</p>
理科	<p>《導入》 観察・実験を計画する際には、自然の事物・現象から疑問を見いだし、その中で得た気付きから課題を設定する。</p> <p>《展開》 観察・実験の結果を分析し解釈する際には、個人で考察する時間を十分に確保する。話合いでは、観察・実験の結果の分析や解釈の妥当性について検討する。</p> <p>《終末》 授業の最後に本時の学習を振り返る場面を設定する。学習した規則性や原理などが、日常生活や社会で活用され、重要な役割を果たしていることに気付かせることにより、理科を学ぶ意義や有用性を実感させ、次の学習につなげる。</p>
英語	<p>《導入》 本時の目標の到達に向かうものであると同時に、生徒が主体的に取り組めるような必然性のある課題を設定する。また、1単位時間の学習を通して「こんなことが英語で表現できるようになりたい。」などの課題達成の見通しをもたせ、主体的な学びとなるよう意欲付けを図る。</p> <p>《展開》 文法構造の説明や言語材料の提示は最小限にとどめ、目的・場面・状況を明確にした必然性のある言語活動を通して、知識・技能を習得させる。その際、英語による説明・指示・確認を取り入れながら授業を展開し、言語活動の実用性を実感できる活動になるよう配慮する。</p> <p>《終末》 学習活動を振り返って、言語材料の規則性や構造などへの気付きを自分の言葉でまとめるができるようとする。また、単元のゴールに見通しをもって主体的に学ぶことができるようとする。</p>

[2] 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月 文部科学省）では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、約6.5%の割合で通常の学級に在籍していると推定された。そのような児童生徒は、その特性を理解されず、適切な支援がなされないと、学習面や行動面で自分の力を發揮できないことがある。また、学習や友達との関わりなどで、日常的に困難を感じながら学校生活を過ごし、時には、学習意欲の喪失や社会性の低下、反社会的な行動等二次的障害が現れることがある。

このようなことから、すべての学校において学校全体で特別支援教育についての理解を深め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への校内支援体制を整備・充実させる必要がある。また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月 中央教育審議会）では、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから、すべての教員が、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることを求めている。

1 特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の整備に向けての取組

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

特別支援学級の設置の有無、学校規模の大小にかかわらず、校内委員会を設置し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う。

(2) 実態の把握

在籍する児童生徒の実態把握に努め、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を確かめる。

なお、特別な支援が必要と考えられる児童生徒への配慮事項等については、保護者等と連携して検討を進める。

(3) 特別支援教育コーディネーターの役割と活動

特別支援学級の有無にかかわらず、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付け、校内及び関係機関や保護者との連絡・調整等を行い、機能が十分に発揮できるよう配慮する。

(4) 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、一人一人の教育的ニーズに応じて、個別の指導計画や個別の教育支援計画を積極的に作成し、全教員の共通理解のもと組織的、計画的、継続的に指導が行われるように努める。

また、個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、作成する。個別の教育支援計画は、家庭や関係機関と連携を図りながら作成する。

なお、新たに個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する場合、「青森県教育支援ファイル作成の手引き改訂版」（平成30年3月 青森県教育委員会）の様式例等を参考にし、作成するとよい。

(5) 合理的配慮の提供

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向け、「合理的配慮」の提供に努める。興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の実態把握を行った上で「合理的配慮」を検討し、学校や本人、保護者等により合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。また、その内容は個別の教育支援計画に明記すること、そして、個別の指導計画にも活用されることが望まれる。

(6) 特別支援教育への理解推進

特別な支援を必要とする児童生徒を全教員で支援するために、校外での研修や、特別支援教育巡回相談員の派遣制度を活用した校内研修等で、特別支援教育についての理解を図る。（P. 52、53翻）

(7) 学級経営・教科指導の工夫

学級づくりや授業づくりの基本的な考え方として、特別な支援が必要な児童生徒を含め、すべての児童生徒にとって過ごしやすい学級環境であることや、すべての児童生徒が学び合い、「わかる・できる」ことを目指す授業のユニバーサルデザイン化に努める。

(8) キャリア・パスポートを活用した指導について

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を要する児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにする。

また、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態や特性及び心身の発達に応じて指導する。なお、将来の進路については、幅の広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、各関係機関と連携して取り組む。

「生徒指導提要」(H22 文部科学省)には発達障害に関して、指導上参考になる理論・考え方・対応などがまとめられている。発達障害の特性の理解や対応のポイントについては52, 53ページ、発達障害と思春期については64~66ページ、個々の児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢、二次的障害の早期発見と予防的対応、保護者との協働、関係機関との連携については160~163ページに記載されているので参考にしたい。また、青森県特別支援教育情報サイトなどを活用し、最新の情報を取り入れながら児童生徒に対して効果的に対応していく。

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという観点から特別支援教育を進めていくことにより、障害のある児童生徒にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある児童生徒にも、更にはすべての児童生徒にとっても、よい効果をもたらすことができるものと考えられる。

* 参考となる資料

- ・交流及び共同学習ガイド 平成31年3月 文部科学省
- ・教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～ 平成25年10月 文部科学省
- ・生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース (<http://inclusive.nise.go.jp>) 国立特別支援教育総合研究所
- ・発達障害教育情報センターHP (<http://icedd.nise.go.jp/>) 国立特別支援教育総合研究所
- ・特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために 平成31年1月 青森県教育委員会
- ・青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き改訂版 平成30年3月 青森県教育委員会
- ・交流及び共同学習（居住地交流）の手引き～障害のある子どもが地域と共に学び共に育つために～ 平成29年3月 青森県教育委員会
- ・特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック 平成27年3月 青森県教育委員会
- ～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～
- ・障害のある子どもの就学事務について-基本的な考え方と関係様式の作成- 平成26年3月 青森県教育委員会
- ・平成24・25年度県重点事業 一人一人のニーズに応えるリレーションシップ事業 事業成果報告書 平成26年3月 青森県教育委員会
- ・相談支援ファイル 平成24年4月 青森県教育委員会
- ・青森県特別支援教育情報サイト 青森県教育庁学校教育課
(https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokushi_shiryou.html)

[3] 生徒指導の一層の充実のために ~「生徒指導提要」より~

これまで生徒指導上の諸課題としてあげられていたいじめや不登校の問題、児童虐待は、今や社会問題化している。そこで、その対応の指針となる「生徒指導提要」をもとに、それぞれの対応について〔4〕～〔6〕で整理した。

1 生徒指導の意義と原理

(1) 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

(2) 生徒指導の課題

学習指導要領には、生徒指導に関する規定が置かれており、生徒指導の課題が示されている。

- ① 生徒指導の基盤となる児童生徒理解
- ② 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導
- ③ 学校全体で進める生徒指導

2 教育課程における生徒指導の位置付け

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められている。そして、それは教育課程内にとどまらず、休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業の不振な児童生徒のための補充指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

(1) 教育課程の共通性と生徒指導の個別性

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。そのために、日々の教育活動においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意することが求められている。

(2) 学習指導における生徒指導

学習指導における生徒指導としては、次のような二つの側面が考えられる。一つは、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うこと。もう一つは、各教科等の学習において、一人一人の児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした創意工夫ある指導を行うことである。

(3) 学習上の不適応と生徒指導

児童生徒一人一人の持つ様々な学習上の悩みや問題の相談に温かく応じ、その能力や適性、さらには家庭の状況などについての理解に努めることが重要である。そして、現在の学習上の不適応原因をつぶさに分析し、一人一人の事情に即した指導方針を打ち出して、適切な指導を行うことが求められる。

(4) 豊かな人間性の育成及び教育課程外における生徒指導

「生きる力」の核としての豊かな人間性の育成については、道徳及び特別活動が大きな役割を果たしているが、そこには、児童生徒の人格形成を目指すという従来からの生徒指導の基本的な考え方が最も直接的に機能しているといえる。

教育課程外における生徒指導については、児童生徒に直接働きかける活動として、休み時間や放課後などにおいて個別に行われる随時の指導や教育相談などのような生徒指導が挙げられる。特に現在、様々な心身の悩みや問題を抱えた児童生徒が増加していることから、生徒指導の機能である教育相談的機能を十分活かすことはますます重要視される必要がある。

3 児童生徒理解の基本

(1) 生徒指導における児童生徒理解の重要性

① 生徒指導の目的と児童生徒理解

指導者に求められることは、一人一人の児童生徒をどのように理解し、指導に当たるかということと、一人一人を理解する上で、特に欠かすことのできない人格の発達についての一般的な傾向とその特徴についての客観的・専門的な知識を持つことである。

② 児童生徒理解に求められる姿勢

生徒指導においては共感的理解が求められる。児童生徒を共感的に理解するためには児童生徒について、また児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知る必要がある。生徒指導はまず児童生徒理解から始まると言える。

③ 集団についての理解

生徒指導の実際の場面としては、集団的な場面が少なくないため、集団を理解しなければならないことは言うまでもない。この場合集団を理解するためにも、集団を構成している児童生徒個人を理解する必要があるが、さらに集団の構造や性格そのものを理解することが大切である。

(2) 児童生徒理解の対象

① 多角的・多面的な理解

個性や人格と言われるものは、極めて複雑な構成を持ち、その表れ方も多様である。実際の生徒指導では一人一人の行動傾向をとらえて指導に当たることが多いが、そうした知・情・意の働きの事実を知るだけではなく、その背景となる様々な事実をできるだけ多角的・多面的かつ正確に知ることが必要である。

② 児童生徒理解の対象の例

児童生徒を理解するため特に重要なものは、能力の問題、性格的な特徴、興味、要求、悩み、交友関係、生育歴、環境条件などである。

4 学校における生徒指導体制

(1) 生徒指導体制の基本的な考え方

学校が一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、授業研修などの校内研修を通じてこれを教員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくることが必要である。

① 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

生徒指導体制を充実させるためには、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要である。生徒指導に当たっての方針・基準を明確にし、具体的にしておくことによって、ある教員は、児童生徒との信頼関係の下に、厳しい指導をすることがあり、また、ある教員は児童生徒とじっくりと話すことで、粘り強く指導することができる。生徒指導体制を強固にするためには、こうした教員の様々な個性、年齢、体力、経験を互いに理解し、信頼関係を構築していくことが重要である。

② すべての教職員による共通理解・共通実践

校内生徒指導体制が確立され、機能的に働くためには、校長のリーダーシップの下での教員一人一人の意欲・積極性、生徒指導主事を中心にしたそれぞれの教員の役割分担としての校務分掌、さらには学校全体の協力体制の中での共通理解・共通実践が基本になる。

③ 実効性のある組織・運営の在り方

生徒指導の推進に当たっては、全教職員がその役割を担い、全校を挙げて計画的・組織的に取り組むことが必要になる。その運営に当たっては個々の教職員の役割が十分に發揮され、その組織が目的とする課題の達成や組織の構成員にまとまりがみられるように展開されることが大切である。

生徒指導の組織・運営の基本原理を次のように考えることができる。

- ア) 全教職員の一一致協力と役割分担
- イ) 学校としての指導方針の明確化
- ウ) すべての児童生徒の健全な成長の促進
- エ) 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応
- オ) 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善

(2) 年間指導計画

生徒指導を全校体制で推進していくためには、指導計画の整備と改善が重要な鍵をにぎる。特に、児童生徒にかかわる様々な事故や問題行動を未然に防止して、計画性のある発展的な生徒指導を実現していくには、年間指導計画の果たす役割に着目して、適正な計画を作成していくことが求められる。

意図的・計画的な指導につながる機能性の高い年間指導計画の在り方について、押さえるべき視点には次のような点が挙げられる。

- ① 指導の「目標」と「基本方針」の確立
- ② 指導する「時期」と「内容」の検討・改善
- ③ 教職員の当事者意識の醸成と組織的な体制の確立
- ④ 家庭や地域との連携と情報の発信

* 参考資料 生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省 (www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm)

[4] いじめへの対応について

文部科学省では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。これを受け、青森県教育委員会では、平成29年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定した。

各校においては、いじめ防止に向けてより実効性の高い取組を実施するため、「学校いじめ防止基本方針」がそれぞれの学校の実情に即して、確実に機能しているかを、いじめ防止等の対策のための組織を中心に点検し、常に見直しを図る必要がある。その上で、これについて入学時や年度の開始時に児童生徒や保護者、関係機関等に説明することが大切である。また、適切に事案に対処するための「いじめ対応マニュアル」と、いじめの未然防止の取組を計画的に実施するための「学校いじめ防止プログラム」も合わせて整備することとしている。

1 いじめ防止対策推進法に定める組織 (◎は必置)

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。(第14条①)
	教育委員会の附属機関*	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。(第14条③) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめ防止等の対策のための組織 (◎)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(第22条)
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織 (◎)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(第28条①) ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長	報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(第30条②) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。

*重大事態が発生した場合に、公平性・中立性に十分配慮した組織が調査主体となって（いわゆる第三者委員会の形式で）速やかに調査を開始することを可能にするためには第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましい。

2 学校におけるいじめへの対応のポイント

(1) いじめの防止

ア 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

イ いじめの防止のための措置

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図るとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めたり、思いやりの心を育んだりするなどいじめに向かわない態度・能力の育成に努める。また、児童生徒自らがいじめの問題について主体的になって考え、いじめの防止活動が年間を通じて計画的に行われるために「学校いじめ防止プログラム」に基づいた取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

ア 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

(3) いじめに対する措置

ア 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に報告する。その後は、当該組織が中心となり速やかに対応する。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はたまらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際は、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。保護者には、家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝える。その際、当該児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。保護者には事実関係を迅速に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

オ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分事の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

カ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。また、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。ネット上のいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図り、保護者にもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(4) いじめの解消

ア 基本的な考え方

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（いじめに係る行為が止んでいること／被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

イ いじめの解消のための措置

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。ただし、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、さらに長期の期間を設定することもある。

また、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

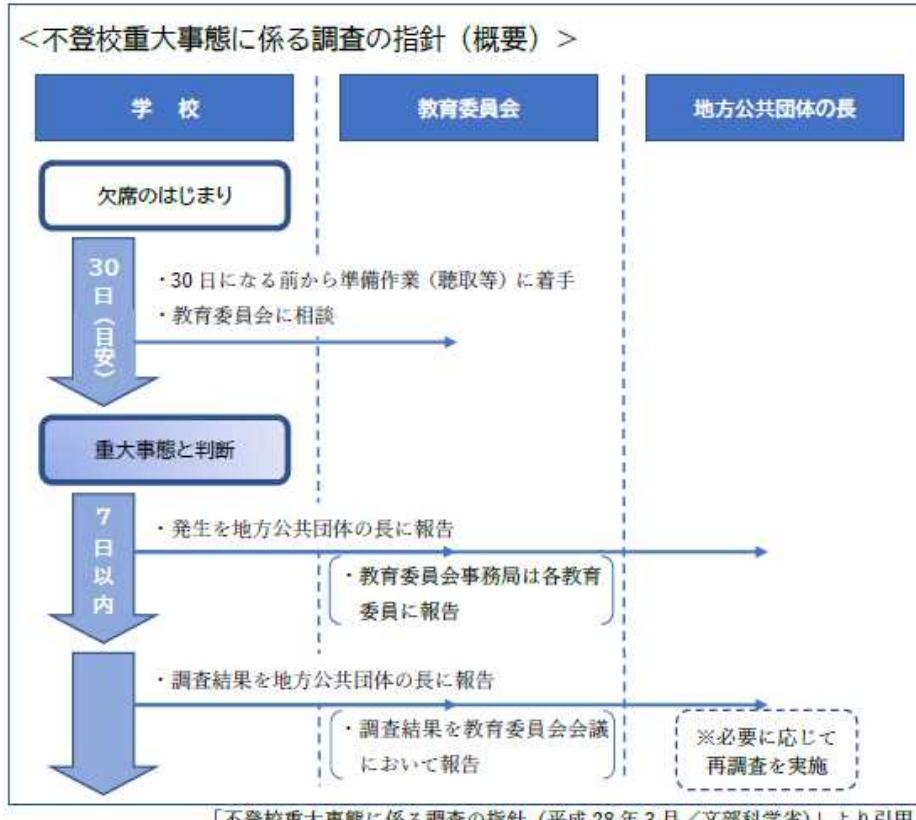
重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることとする。

(2) 生命心身財産重大事態

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。児童生徒が自殺を企図した場合や心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合がそれにあたる。

(3) 不登校重大事態

いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。相当期間とは、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査に着手する。（下図参照）



「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月／文部科学省）」より引用

* 参考となる資料

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）（別添1、2） 平成29年3月 文部科学省
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省
- ・いじめ対応の手引き 平成31年3月 青森県教育委員会
- ・青森県いじめ防止基本方針 平成29年10月 青森県教育委員会

[5] 不登校への対応について

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

1 不登校の未然防止

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来る樂しいと感じ、学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることである。授業や行事等の工夫や改善により、日々の学校生活を充実させることである。また、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場所をつくること（縛づくりのための場づくり）が必要である。

2 不登校の初期対応

不登校の予兆とは、児童生徒の欠席日数が増えていくことにはかならない。長期欠席の基準となる欠席日数が30日を越えるまでには、少なくとも1ヶ月半の猶予があるので、この初期の段階で状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切である。

例えば、病気等で欠席した場合は、病状や医療機関での受診状況を把握するため、電話連絡をする。3日間欠席（月合計）したら、家庭訪問し、当該児童生徒への温かい声掛けや、保護者への家庭での様子の聞き取りをする。5日間欠席したら、いじめや家庭内暴力、児童虐待等の可能性もあることを視野に教育委員会へ一報を入れ、支援体制について相談する等、学校における具体的な支援の仕方を定めておくことが大切である。

3 不登校の児童生徒への支援

不登校児童生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

(1) 校内支援体制の構築

- ア 学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を活用した支援を行う。
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、個別のケース会議等の組織的な支援を行う。
- ウ 教員やスクールカウンセラー、関係機関が連携した校内における教育相談体制の充実を図る。
- エ 不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていくように指導上の工夫をする。
- オ 当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ＩＣＴ等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行う。

(2) 教育機会の確保

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、児童生徒の社会的自立を目指す観点から、以下のような取組や配慮が必要である。

- ア 教育支援センター（適応指導教室）等の活用など多様な教育機会を確保する。
- イ 保健室、相談室及び学校図書館等を活用し、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

* 参考となる資料

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ・小学校（中学校）学習指導要領（総則編）解説 | 平成29年7月 文部科学省 |
| ・生徒指導提要 | 平成22年3月 文部科学省 |
| ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 | 令和元年10月 文部科学省 |
| ・生徒指導リーフ（Leaf 2、5、14） | 平成27年12月 国立教育政策研究所 |

〔6〕 児童虐待への対応について

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多となり、関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定された。これを受け、文部科学省では、内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定めた。

- ・ 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ・ 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ・ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

また、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立（令和2年4月施行）し、親権者等による体罰禁止が法定化された。

上記をもとに、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むための具体的な対応方法等については次のとおりである。

1 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されるが、いくつかのタイプの虐待が複合していることもあるため注意が必要である。

【虐待の種類】

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
性的虐待	直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりすること。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動をはじめ、兄弟姉妹との間で不当なまでの差別、配偶者に対する暴力や暴言（DV）を子供が目撃すること。

2 学校、教職員等の対応について

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努める（図1参照）とともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行なうことが義務付けられている。そして、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応や方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）である。

(1) 重篤な虐待が疑われる場合

虐待は児童の心身の成長に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わることもあるため、以下のア～エに該当するような重篤な虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所に通告しなければならない。通告後、児童相談所で児童の安全確保が必要と判断した場合には、その児童を一時保護する。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）が疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

また、通告された保護者が学校に対して「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに」などと言ってくることも考えられるが、その場合は、学校には法的な通告義務があることや虐待の有無などの調査、一時保護の決定は児童相談所が行うことを明確に伝える。

まずは、子供の命を守ることが今後の取組の前提であることを踏まえた対応が必要である。

★一時保護について

(ア) 一時保護の目的

児童福祉法に基づき児童相談所長が必要と認める場合には、子供の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子供の心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握するため一時保護所に保護し、又は警察署、児童福祉施設などに一時保護を委託することができる。

なお、青森県の一時保護所は、中央児童相談所1カ所であり、定員も15人ということから、入所状況によっては、児童福祉施設等へ委託することもある。

(イ) 一時保護の強行性

子供の安全確保のため必要と認められる場合には、子供や保護者の同意を得なくても一時保護を行う。子供が保護を求めているにもかかわらず、保護者が保護を拒否するなど保護者の同意を得られない場合も同様である。

これは、子供の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

一時保護の期間は最高で2ヶ月であるが、場合によってはそれ以上になることもある。

(ウ) 一時保護の解除

一時保護から家庭復帰するときには、速やかに保護者に通知すると共に、継続的な支援を行うことができるよう、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等に連絡するなど必要な措置を講じる。

(2) 虐待が疑われる場合

前述の「(1) 重篤な虐待が疑われる場合」以外の虐待については、市町村（虐待対応担当課）に通告すること。通告後、市町村で虐待対応したケースは、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で進行管理される。

★要保護児童対策地域協議会（要対協）について

要対協は、虐待を受けた児童等に対し関係機関が連携を図りながら対応することを目的に法的に位置付けられた組織である。

要対協の業務は、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。なお、管内の要対協は下記のとおりである。

【西北管内の要対協】

市町名	要対協の名称	事務局	電話番号(代表)
五所川原市	子どもの幸せ推進協議会	市役所家庭福祉課児童家庭係	0173-35-2111
つがる市	子どもの幸せ推進協議会	市役所福祉部福祉課	0173-42-2111
板柳町	虐待等対策連絡協議会	町役場介護福祉課	0172-73-2111
中泊町	子供の幸せ推進会議	町役場	0173-57-2111
鶴田町	要保護児童対策地域協議会	町役場健康保険課	0173-22-2111
鰺ヶ沢町	要保護児童対策地域協議会	町役場福祉衛生課	0173-72-2111
深浦町	要保護児童対策地域協議会	町地域包括ケアセンター	0173-74-2111

(3) 虐待が疑われる児童・生徒の記録について

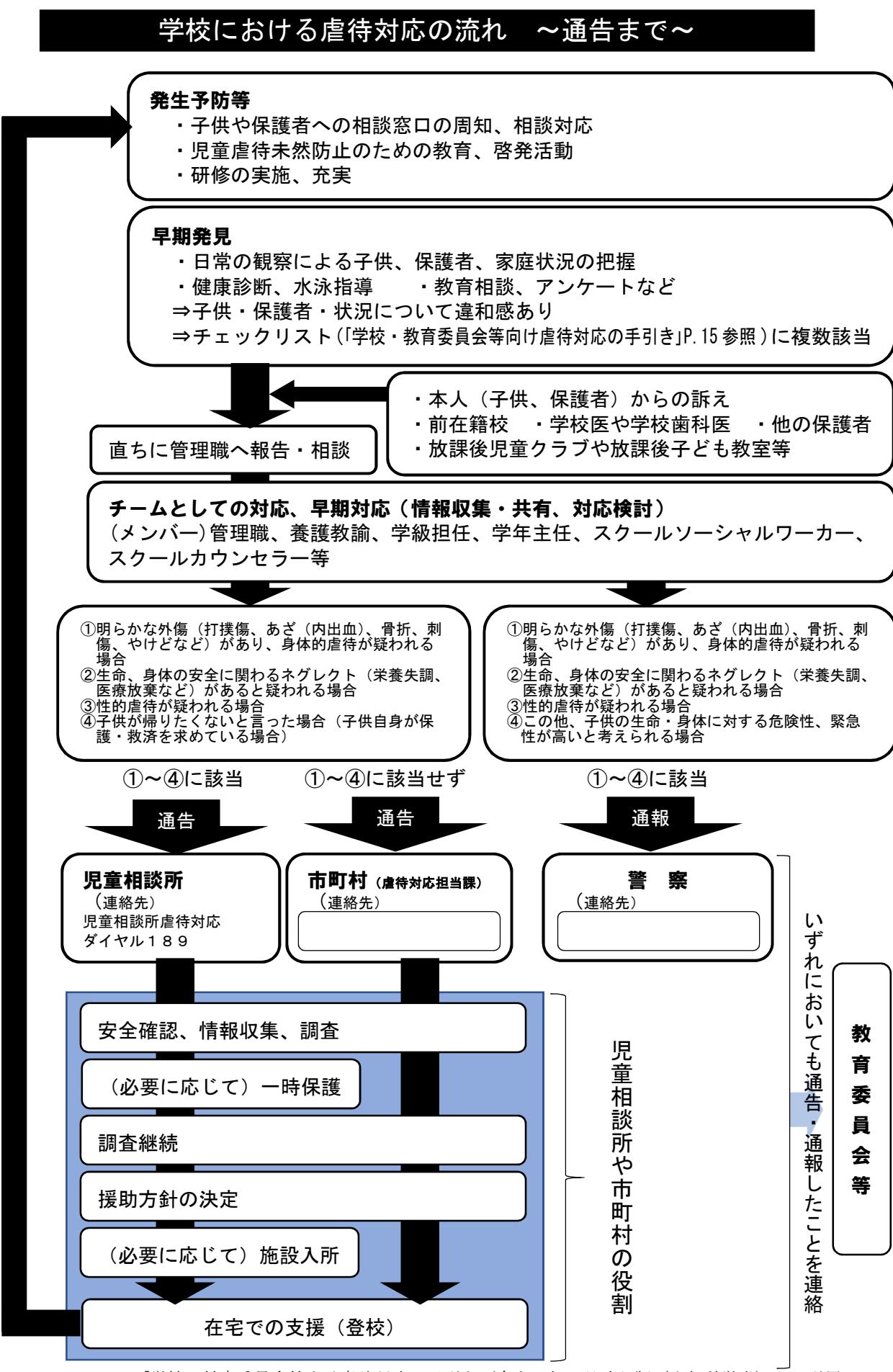
外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合、学級担任や養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録する。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて、具体的に記録する。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要である。

* 本文中の「児童」と「子供（子ども）」等は、児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律上の児童の定義「18歳未満の者」を指す。

* 参考となる資料

- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 令和2年6月改訂版 文部科学省

図 1



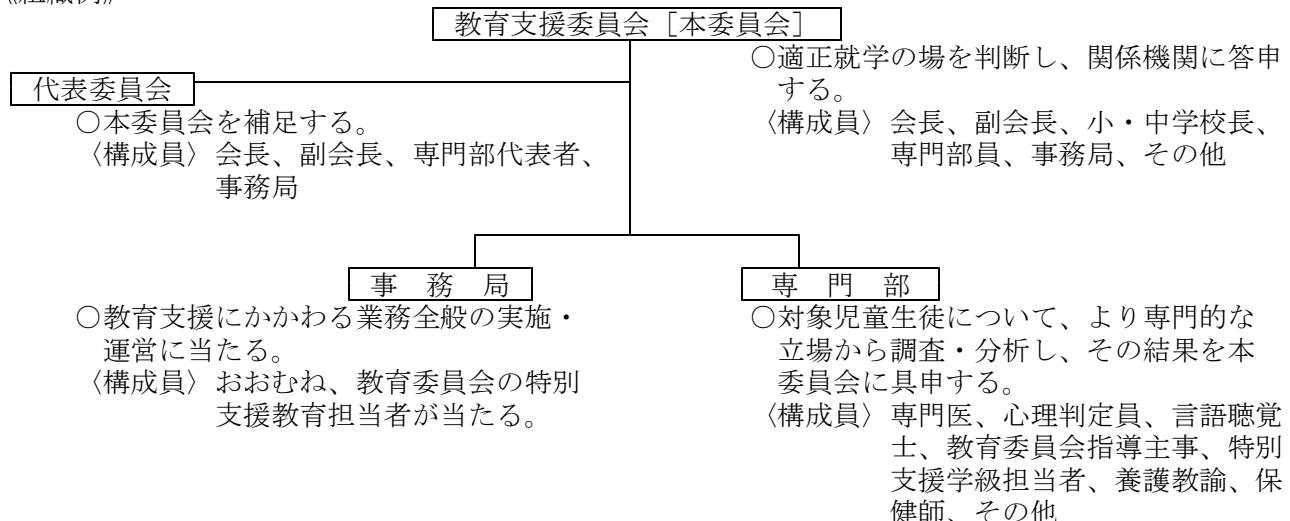
3 教育支援委員会について

管内の各教育委員会では、教育支援委員会が設置され、障害のある児童生徒の適正就学のための支援及び指導が行われている。

適正就学及び一貫した支援について、関係機関との連携・協力を密にし、一層の充実に努める。

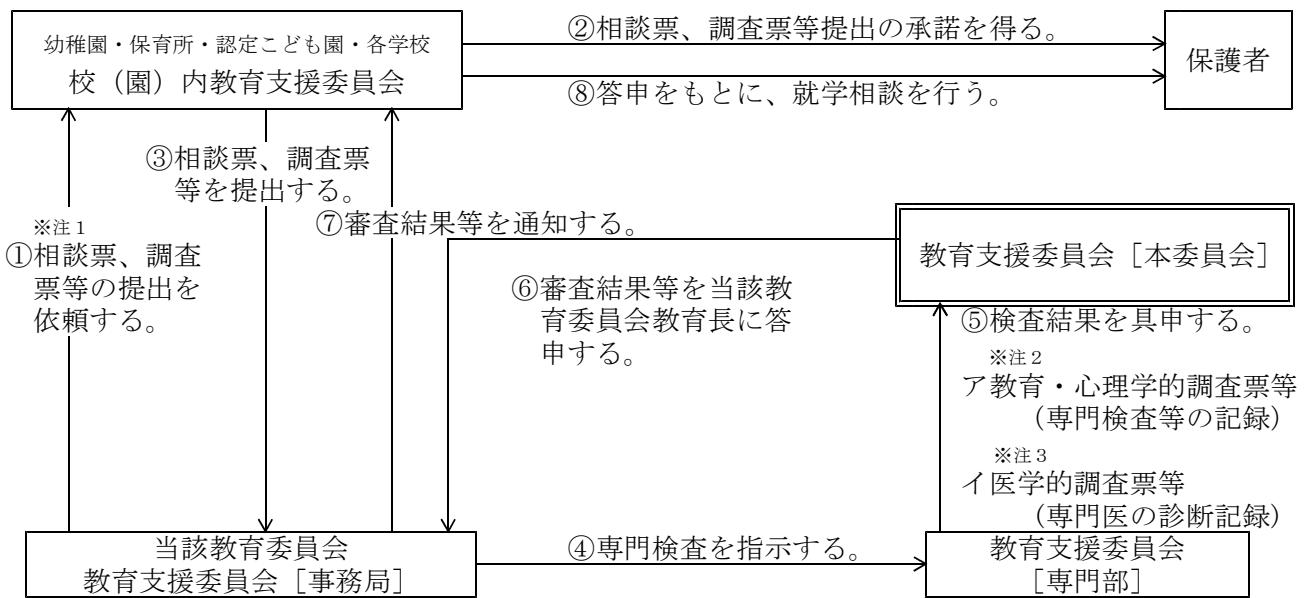
1 組織及び構成員

《組織例》



2 適正就学への作業手順

《手順例》



《留意点》

- 適性診断に必要な時間を十分確保するため、活動ができるだけ早期に開始する。
- 学校から教育支援委員会 [事務局] への就学相談票等の提出に当たっては、保護者との話し合いを十分に行い、承諾を得る。
- 専門部の検査においては、標準化された諸検査（知能検査、発達検査、社会生活能力検査等）を厳密に行うとともに、成育歴及び現在の心身の状態、行動、家庭環境等について調査、観察を行い、多角的な情報を収集する。
- 教育支援委員会 [本委員会] の総合判断は、上記の情報をもとに総合的見地から慎重に行う。
(就学に関する当該教育委員会の判断と保護者の意見が異なる場合には、青森県教育委員会が設置した教育支援委員会に助言を求めることができる。)

《就学指導に関する教育相談機関》

下記の各相談機関では、乳幼児及び児童生徒の成長や発達、養育、就学、進路等について、保護者や子どもに関わる方々の様々な不安や疑問に対し、随時、相談の窓口を開いています。

- 青森県教育委員会では、専門の教育関係者が相談員となって、「地区就学相談・教育相談会」を実施しています。相談員と個別に相談することができますので、保護者や幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ、小・中学校の教員も利用してください。

1日目 五所川原市立南小学校 令和3年7月29日（木）

2日目 つがる市立向陽小学校 令和3年7月30日（金）

- 青森県総合学校教育センター特別支援教育課では、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 017-764-1991

- 特別支援学校（県立森田養護学校など）においても、教育相談を実施しています。

- 五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会では、下記の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、教育相談に応じています。

*五所川原小学校 病弱学級 TEL 0173-35-2767

（長期入院している児童のために、つがる総合病院内に設置しています。）

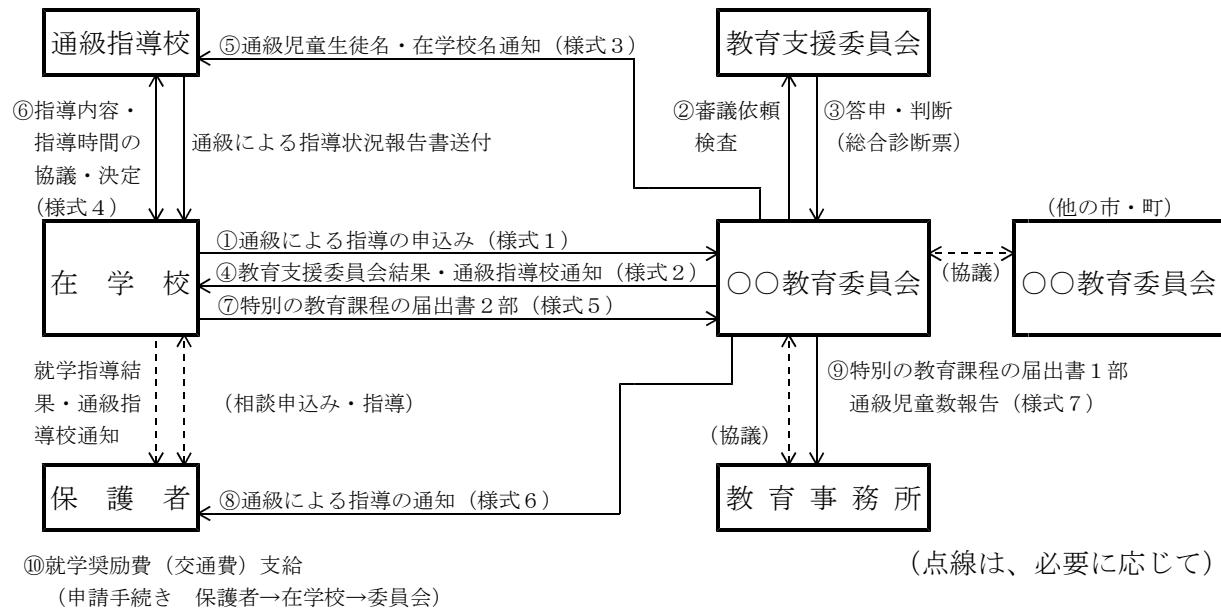
*向陽小学校 通級指導教室（ことばの教室） TEL 0173-42-2063

*中央小学校 通級指導教室（まなびの教室） TEL 0173-34-4047

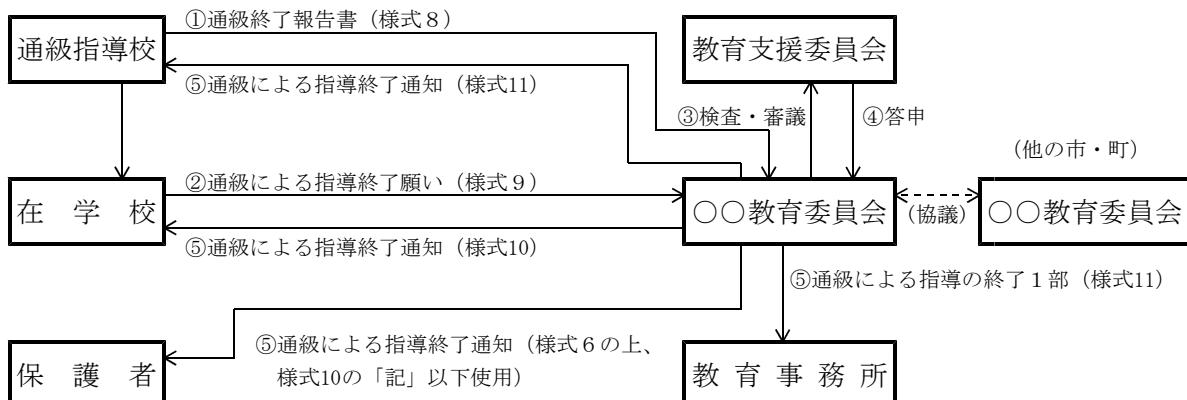
《通級による指導の手順》

※利用される場合は、当該児童の在籍する学校の教育委員会へお問い合わせください。（P.83参照）

1 通級による指導開始（申込み）経路



2 通級による指導終了経路



※ 様式については、「通級による指導の手引き（平成12年4月青森県教育委員会）」を参照してください。「通級による指導の手引き」がない場合は、教育事務所担当まで御相談ください。

4 各種手続き等

〔1〕 学校訪問について

1 基本方針

県教育委員会、西北教育事務所の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内小・中学校の現状と教育課題を把握するとともに、その解明のために指導・助言を行い、教育水準の向上に資する。

2 訪問の実際

訪問は、次のように実施する。ただし、五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会管内の学校訪問については、五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会が別に定める。

○ 計画訪問

(1) 目的

- 次の事項について、指導・助言する。
- ア 学校経営、学校運営にかかる現状把握と問題点解明について
 - イ 学校の教育課題解決のための組織、計画、方法について
 - ウ 教育課程の編成及び実施上の問題点解明について
 - エ 学習指導と生徒指導等にかかる諸問題について

(2) 時期・回数

- ア 原則として、6月から11月までの間とする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程・内容

当日の日程については、訪問の目的を十分達成できるように下記の内容を参考にし、各校の実情に応じて適宜編成する。

ア 一般授業

- ・計画訪問の目的に照らし、同一教科等に偏ることなく実施するよう配慮する※。
※《小中共通：**道徳科**、学級活動、総合 小：生活科、**外国語活動か外国語科**》を学校規模に応じて。
なお、太字の教科等については、全ての学校で実施する。

イ 提案授業

- ・研究主題、研究仮説に即した授業に配慮し、参観者に授業研究の視点を示す。

ウ 校長等との話合い

- ・学校の教育課題、学校経営、学校運営の方針について
- ・学校の教育課題解決のための具体的な方策や実践について
- ・教育課程の編成、実施、評価、改善等について
- ・学習指導（学力の実態把握と向上対策を含む）、生徒指導等について
- ・12の学校教育指導の重点と自校の教育活動との関わりについて

エ 諸表簿等の閲覧

- ・経営案（学校、学年、学級）
- ・指導要録、出席簿、健康診断票
- ・教科等の各指導計画、道徳教育の別葉
- ・小学校外国語活動・外国語科、中学校外国語科「CAN-DOリスト」
- ・生徒指導、進路指導、学校保健、学校安全等の各指導計画
- ・「学校いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ対応マニュアル」
- ・特別支援教育に係る「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」
- ・各種学力検査等の分析と対策

オ 全体会

- ・研究協議の前に西北教育事務所からの説明の時間（15分程度）を設定する。
- ・研究協議会においては、協議の視点を示すなどして、話合いを焦点化し、研究仮説による検証や成果と課題の明確化、今後の方向性の共通理解など、協議内容の充実を図る。
- ・指導・助言の時間は、提案授業の指導・助言15分程度、総括・講評5分程度を含んで30分以上を学校規模に応じて設定する。

(4) 計画書の提出について

計画訪問計画書（様式1）、学習指導案（一般授業、提案授業）及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに、訪問者数に1を加えた部数を教育事務所長あて提出する。

また、当該教育委員会教育長にも計画書を1部送付する。

○ 要 請 訪 問

(1) 目 的

校内研修における課題解決のため、校長、当該教育委員会教育長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。各学校においては積極的に要請し、校内研修の充実を図る。

(2) 時 期

要請に応じて、随時実施する。

(3) 日 程 ・ 内 容

ア 訪問の日程は、要請する指導主事と連絡を取り合い決定する。

イ 訪問当日の日程、内容及び資料の作成等に当たっては、要請する学校で計画、作成する。

(4) 計画書の提出について

要請訪問計画書（様式2）、学習指導案及びこれらに關した資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長あて提出する。

また、当該教育委員会教育長にも計画書を1部送付する。

3 訪問日について

各学校の計画訪問日、要請訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長あて通知する。

[様式1] 計画訪問計画書（A4判縦）

	文 令和 西北教育事務所長 殿	書 年 学校名 番 月 校長氏名 号 日 印
計画訪問計画書の提出について		
1 訪問月日	令和 年 月 日 ()	
2 訪問者	指導主事 ○○ ○○	
3 日 程	(1) 校長等との話し合い (2) 授業参観（一般授業・提案授業） (3) 講義簿の閲覧 (4) 全体会	○ 時 ~ ○ 時 ○ 時 ~ ○ 時 ○ 時 ~ ○ 時 ○ 時 ~ ○ 時
4 研究主題	*左記に限らず、日程及び内容 については学校の実情に合わせて各学校で計画する。	
5 研究協議		
* 特に指導を受けたい事項がある場合は、1～2項目に絞り、具体的に記入する。 なお、説明時間を10分以上設けるようにする。		

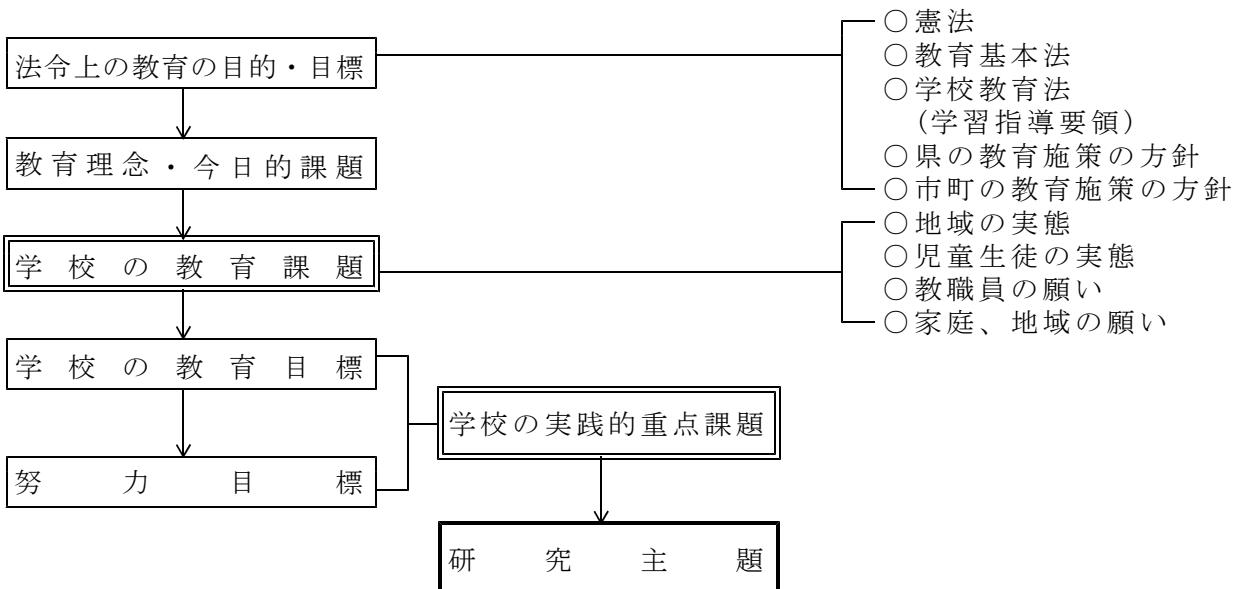
[様式2] 要請訪問計画書（A4判縦）

	文 令和 西北教育事務所長 殿	書 年 学校名 番 月 校長氏名 号 日 印
要請訪問計画書の提出について		
1 訪問月日	令和 年 月 日 ()	
2 訪問者	指導主事 ○○ ○○	
3 要請内容		
4 日 程	:	

[2] 校内研究について

1 研究主題設定の手順

研究主題を設定するまでの手順を図示すると、次のようになる。



(1) 学校の教育課題のとらえ方

『学習指導要領解説 総則編』に「各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見いだし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。」と示されている。

学校の教育課題とは、教育目標の実現や教育課程の改善のための各学校が抱える諸問題であると位置付ける。

(2) 学校の実践的重點課題のとらえ方

学校の実践的重點課題は、教育目標と努力目標の関連から導き出され、一定期間内に達成されることを前提とした重点的、具体的な達成目標ともいるべきものであり、教育目標を達成するために実践すべき最も身近で切実な課題である。

(3) 学校の実践的重點課題と研究主題との関連

学校の実践的重點課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出し、それを目的と方法の形で、簡潔明瞭に要約したものが研究主題である。

2 授業研究の充実のために

校内研究では、研究授業とその前後の研究協議会が主な研究の機会となっている。この一連の授業研究を通して、授業改善や実践的指導力の向上に結びつけることが大切である。

(1) 授業中の児童生徒の学ぶ姿から、授業の在り方を共に話し合う。

授業について話し合う時には、教科等の指導の方法や技術等について話し合うだけではなく、同じ目標を目指して共に研究しているという立場から、児童生徒の学ぶ姿を見取って指導の在り方を話し合うことが必要である。児童生徒が主体的に学んでいる姿やつまづいている姿を見取る力は教員として重要な資質であり、児童生徒の学ぶ姿に基づいて話し合うことで指導上の課題が共有される。

(2) 授業参観の視点、研究協議の視点を示して研究の在り方を共に話し合う。

学習指導案を検討する時には、本時の指導の内容や展開だけではなく、研究仮説を踏まえてねらいとする児童生徒の姿を整理することが大切である。それは、本時の授業参観の視点として具体化され、その後の研究全体を貫く柱につながるものとなる。あらかじめ観察する児童生徒を役割分担しておくなど、記録の取り方等を工夫する。また、研究協議では、研究仮説に基づいて協議の視点を示すとともに、観察記録をもとにグループ協議を取り入れるなどして、話合いの活性化を図ることが大切である。その際、成果や課題について、全体で共有するなどして、今後の方針性を確認することが大切である。

3 校内研究計画書

(1) 様式 (A4判縦)

令和3年度 校 内 研 究 計 画 書						
整理番号	P. 82~83 を参照	学校名		学級数		校長氏名
研究教科等						
1 研究主題	例) 「○○○のための○○○についての研究」 (目的) (方法) *実践的重點課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出して研究主題を設定する。 ・研究の目的、方法がわかるように記述する。 ・副題を設定する場合は、研究の具体的な手立てや内容について記述する。					
2 研究主題設定の理由	*学校の実践的重點課題の中から研究主題を設定した理由を記述する。 (1) 教育目標との関連から (2) 児童生徒の実態から (3) 指導の反省から					
3 研究目標	例) 「○○○において、○○○のために、○○○が有効であることを実践的に明らかにする。」 (場・内容) (目的) (方法) ・この目標を通して、何を明らかにしようとするのかを記述する。					
4 研究仮説	例) 「○○○において、○○○することによって、○○○になる。」 (場・内容) (方法) (目的) ・この仮説によって、児童生徒がこのように変わるのでないかという見通しを記述する。 ・検証する際の基盤となるように記述する。 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。					
5 研究の概要	(1) 研究内容 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。 (2) 研究方法 ・組織や主たる研究方法について記述する。 (3) 検証方法 ・研究仮説を踏まえた検証方法を具体的に記述する。 (4) 年次計画 ・今年度の位置を明確にする。(○年計画の○年目かが、分かるように)					
6 本年度の研究計画	月 日	内 容	方 法			
		・具体的な研究内容の他に一般研修についても簡単に記述する。 ・作業日程の記入は不要。	・研究の各段階で主として活用される研究方法について記述する。			

(2) 備考

ア 上記の様式に従って作成し、当該教育委員会教育長あて2部提出する。

イ 提出締切日は、令和3年5月7日(金)とする。

※ 校内研修と校内研究

校内研修は教職員の資質・能力を高める上での基盤である。特に、教職に関する専門的事項についての研修を組織的、計画的、発展的に進め、その成果を日常の教育活動に活用されるよう努めることが大切である。また、今日的な教育課題について十分把握し、柔軟に対応できるよう研修に努めたい。

校内研究は、学校の実践上の課題を取り上げて研究主題を設定し、全校体制で取り組む研究活動である。校内研究は校内研修に内包され、その中核である。

校内研修計画を作成する際には、「校内研究として取り上げる内容」「一般研修として取り上げる内容」「校外研修と関連させる内容」を明確にするとともに、校内研修を推進するための機構や校内研究に取り組む日常の研究体制等について自校の教育計画に位置付ける必要がある。

また、「校内研究計画書」は、研究主題、研究概要等について簡潔に記載し、校内研究の全体像を確認したり振り返ったりするなど、常に活用を図ることが大切である。

[3] 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度のねらい

小・中学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

[過去5年間の特別支援学級等指導員・巡回相談員制度及び特別支援教育巡回相談員制度活用状況] (単位:件)

	特別支援学級からの要請		通常学級からの要請		校内研修		合計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
平成28年度	21	12	16	0	0	1	50 ※
平成29年度	11	1	25	3	1	0	41 ※
平成30年度	14	7	25	3	2	2	53 ※
令和元年度	25	10	20	2	0	1	58 ※
令和2年度	13	5	7	4	0	0	29 ※

※ 1回の要請で、特別支援学級の訪問、通常学級の訪問、校内研修が重複する場合もある。

2 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

- (1) 巡回相談員 管内の特別支援教育に係る専門性の高い教員及び県立特別支援学校の教員
- (2) 要請期間 6月から翌年2月末まで (この期間外で派遣要請をしたい場合には、教育事務所担当へ御相談ください。)
- (3) 要請回数 1校につき年2回まで (特別な事情がある場合には、3回まで)
- (4) 要請内容の例

- ア 児童生徒（特別支援学級、通常学級どちらでも）の実態の把握の仕方や支援の仕方
- イ 授業を参観した上での助言
- ウ 学級経営上の諸問題への助言
- エ 教材・教具の作り方と活用の仕方
- オ 通知票、指導要録、個別の指導計画、個別の教育支援計画、学習指導案、特別の教育課程の届出書、特別の教育課程の実施報告書等の作成の仕方や記入の仕方
- カ 特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の運営、全教職員による特別支援教育の推進等への助言
- キ その他

(5) 日 程

- ア 特別支援教育巡回相談員も自校の学級を担当していることから、原則として、要請は午後からとする。
- イ 特別支援教育巡回相談員と学校側との共通理解を図るために、特別支援教育巡回相談員と校長等との面談を訪問日程の中に組み入れるようにする。

(6) 要請手続

- ア 教育事務所が、各校へ特別支援教育巡回相談員設置要綱を4月上旬までに配布し、要請を募る。
 - イ 各学校は、4月下旬までに、派遣の有無を教育事務所から出される「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（別紙）」及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」により、一年間を見通した上で回答する。急な要請が必要となった場合には、その都度、教育事務所担当へ直接電話等で連絡をする。
 - ウ 教育事務所が、要請日等を調整し、決定した期日と特別支援教育巡回相談員名を要請校に連絡する。
 - エ 要請が決定した学校は、要請日の2週間前までに、〔様式1〕及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を教育事務所へ各1部、〔様式2〕及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を当該教育委員会へ各1部提出する。また、2回目以降の要請において、相談の対象児童生徒が1回目と同じである場合は、「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」は提出しなくてよいものとする。
 - オ 訪問を受けた小・中学校長は、教育事務所及び当該教育委員会へ2週間以内に「巡回相談員活用報告書」を提出する。
- ※ エ「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」及びオ「巡回相談員活用報告書」の様式については、特別支援教育巡回相談員設置要綱とともに各学校へ示すこととしている。

3 その他の事項

- (1) 特別支援教育巡回相談員の派遣に要する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (2) 特別支援学級担任者が新担任者である場合は、原則として派遣を要請すること。

〔様式1〕(A4判縦)

	文 書 番 号
	令和 年 月 日
西北教育事務所長 殿	
学校名	
校長氏名	
印	
特別支援教育巡回相談員の派遣について	
このことについて、下記のとおり要請します。	
記	
1 日 時	令和 年 月 日 () ○○:○○ ~ ○○:○○
2 場 所	立 学校
3 日 程	(1) : ~ : (2) : ~ : (3) : ~ : } (時間と内容を記入する。)
4 特別支援教育巡回相談員 所属校・職・氏名	
5 指導を受けたい内容 (1) (箇条書き) (2) (3)	

〔様式2〕(A4判縦)

	文 書 番 号
	令和 年 月 日
○○○○教育委員会	
教育長 ○ ○ ○ ○ 殿	
学校名	
校長氏名	
印	
特別支援教育巡回相談員の派遣について	
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。	
(以下は、西北教育事務所に提出する文面と同様)	
記	
1 日 時	令和 年 月 日 () ○○:○○ ~ ○○:○○
2 場 所	立 学校

[4] 生徒指導に係る各種派遣手続きについて

1 スクールソーシャルワーカーの派遣について

社会の急激な変化に伴って児童生徒が抱える課題が多様化している状況において、県教育委員会では、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、その改善を図るために、福祉や教育に関する専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカー（SSW）として配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

(1) こんなときにはご相談ください

- 「家庭環境の問題や経済的な理由から、学級の中で孤立している子を助けてあげたい。」
- 「最近、遅刻や欠席が増えてきた。お母さんも困っているみたいだし、何とかしたい。」
- 「虐待、放任、過干渉、DV…、家族のことで悩んでいる子を支えてあげたい。」
- 「学校の外で問題行動を繰り返している子に働きかけをしたい。」

○保護者との関係づくりに！

「保護者との話し合いを円滑に進めるために、仲介役をしてくれる人はいないかなあ。」

○地域の社会福祉関係者との連携窓口として！

「地域の民生委員や主任児童委員の方の協力を得るにはどうすればいいんだろう？」

○関係機関と協力した支援体制づくりに！

「児童相談所に知らせた方がいいかなあ。保健所や警察署も支援してくれるのかな？」

○関係者との情報共有を深めたい！

「関係機関との会議で、もう一步踏み込んだ話し合いはできないものだろうか。」

○誰に相談したらよいか分かららない！

「学校も家庭もがんばっているが、なかなか改善しない。他にできることはないかな？」

○校内研の研修講師に！

「問題を抱える子どもの状況を改善するための手立てを知りたい。」

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣及び対応の流れ

ア 派遣申請書の提出

(ア) 派遣を希望する学校は、当該教育委員会に派遣についての旨を連絡する。

(イ) 市町教育委員会は、スクールソーシャルワーカー派遣申請書を教育事務所に1部提出する。

*緊急の場合は、学校から直接西北教育事務所へお電話ください。電話での問合せ・相談も受付します。

西北教育事務所 0173-34-2111(297)

(ウ) 西北教育事務所は、申請書に基づき、スクールソーシャルワーカーを派遣する。

イ スクールソーシャルワーカーの派遣
学校や関係保護者及び児童生徒との面談を実施し、状況を把握する。

ウ 対応の協議・決定
学校と対応を協議し、今後の方向性を決める。

エ 対応例

- ・関係機関との連絡・調整を行う。
- ・ケース会議を実施し、決定したことに取り組む。
- ・関係者に必要な助言や情報提供等の支援を行う。

オ その他

- ・派遣回数に制限は設けない。
- ・相談者との相談や会議等を設定する場合は、原則としてその時間を60分以内とし、終了時刻を遅くとも18時までとする。

【派遣申請書の様式】(A4判縦)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

西北教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会教育長 団

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 派遣日時

令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 派遣校

〇〇立〇〇〇学校
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当職・氏名 〇〇〇 • 〇〇 〇〇

3 申請理由

4 派遣内容

- ア 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員への研修活動
- カ その他 ()

※該当する記号を〇で囲み、必要事項を記入してください。

2 スクールカウンセラーの緊急派遣等について

(1) 派遣

小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。

(2) 派遣申請手続

市町教育委員会は、スクールカウンセラー緊急派遣申請書(別紙1-2)を、県教育委員会教育長あて提出する。

(3) 勤務・相談状況報告

小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書(緊急派遣用 別紙3-2)を2部作成し、派遣終了後(派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに)、速やかに当該教育委員会教育長あて及び県教育庁学校教育課長あて1部ずつ提出する。

(4) その他

緊急対応のためのスクールカウンセラーの報酬及び旅費の支給等の手続きは、県教育庁学校教育課が行う。

【緊急派遣申請書の様式】(A4判縦)

(別紙1-2)		○○○第 号
		令和 年 月 日
青森県教育委員会教育長 殿		
○○○教育委員会教育長 団		
スクールカウンセラー緊急派遣申請書		
下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。		
記		
1 派遣日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
2 申請理由		
3 勤務場所		
4 その他		

【勤務・相談状況報告書の様式】(A4判縦)

(別紙3-2)		勤務・相談状況報告書(緊急派遣用)				
派遣校	SC氏名	確認印	従事した日	従事した時間	本人印	相談状況
			月 日(曜日)	時 分 時 分 (時間 分)		
			月 日(曜日)	時 分 時 分 (時間 分)		
			月 日(曜日)	時 分 時 分 (時間 分)		
			月 日(曜日)	時 分 時 分 (時間 分)		
			月 日(曜日)	時 分 時 分 (時間 分)		
			計	時間	分	
※ 申請した月ごとに提出して下さい。						

3 合同サポートチームの派遣について

合同サポートチーム（S T E P S）は、「青森県教育庁と青森県警察本部・各警察署が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援すること」を目的として、平成16年4月に設置された。少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、PTA研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を中心に活動を行うものである。

(1) 派遣の申込み手続き

- ① 小・中学校は、「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式1）を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、当該教育委員会に3部提出する。
- ② 市町教育委員会は、学校から提出された「派遣申込書」を教育事務所に2部提出する。
- ③ 教育事務所は、「派遣申込書」を県教育庁学校教育課に1部提出する。

(2) 派遣申込みテーマ等

派遣申込みテーマは以下のとおりとする。ただし、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- ① 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
- ② 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- ③ 薬物乱用防止
- ④ 犯罪被害防止と被害少年の援助
- ⑤ 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- ⑥ 非行と少年の心理
- ⑦ ネット犯罪防止及び被害の防止
- ⑧ 児童虐待やドメスティック・バイオレンスへの対応
- ⑨ いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- ⑩ 子どもを非行に走らせない家庭での関わり
- ⑪ 地域で取り組む少年非行防止
- ⑫ ネット依存及びネットに係るトラブルや被害の防止

(3) 留意事項

この合同サポートチームは、県教育委員会と県警察本部両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込みは要しない。

(4) 旅費

派遣される職員の旅費については、合同サポートチームにおいて対応する。

【合同サポートチーム派遣申込書の様式】（A4判縦）

(別紙様式1)		合同サポートチーム派遣申込書			
		申込月日 令和 年 月 日			
学 校・團 体 名					
派 遣 希 望	第一希望				
年 月 日	第二希望				
時 間	第三希望				
テ 一 マ					
対 象					
場 所					
内 容 (ある程度くわしく)					
申 込 み 担 当 者 連 職 紹 先 ・ 氏 名					

[5] 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について

文部科学省初等中等教育局「学校事故対応に関する指針」について

平成28年3月31日付27文科初第1785号『「学校事故対応に関する指針」の公表について(通知)』、さらに、平成28年12月21日付28文科初第1261号『「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について(通知)』が示されました。

学校においては、児童生徒の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提であることから、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるよう、事故対応に関する共通理解と体制整備の促進をお願いします。

なお、事故発生直後においては、事故にあった児童生徒等の生命と健康を優先し、応急手当を実施することや、被害児童生徒等の保護者へ事故の発生状況に係る第一報を可能な限り速やかに行うことが、指針に示されています。迅速で適切な対応をお願いします。

詳細については、https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593.htm を参照してください。

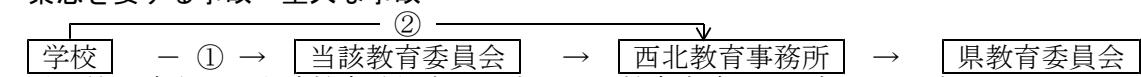
1 児童生徒の事故報告(交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等)

(1) 緊急を要しない事故



- 電話等で速やかに当該教育委員会へ概況を報告する。

(2) 緊急を要する事故・重大な事故



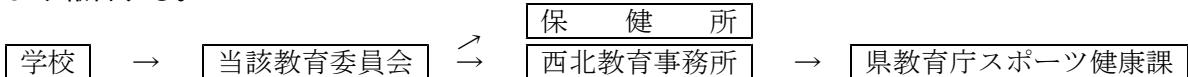
- 電話等で速やかに当該教育委員会へ報告の上、教育事務所へも概況を報告する。

※ 後日、事故報告書を当該教育委員会へ提出する。

2 麻しん・風しんの発生及び措置状況の報告

(1) 欠席等の連絡があった場合、速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式1〕により報告する。

(2) 集団的に発生し、臨時休業等の措置をとった場合、速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式2-1〕により報告する。

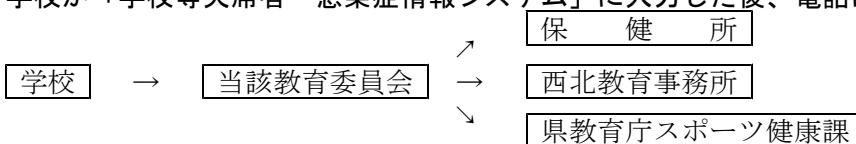


※ (1)、(2)とも、必ず学校医の指導を受ける。

※ 参考：青森県麻しん・風しん対策ガイドライン(学校・保育所編) 平成28年9月5日

3 集団かぜ(インフルエンザ様症状)の発生及び措置状況の報告

(1) 学校が「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力した後、電話により報告する。

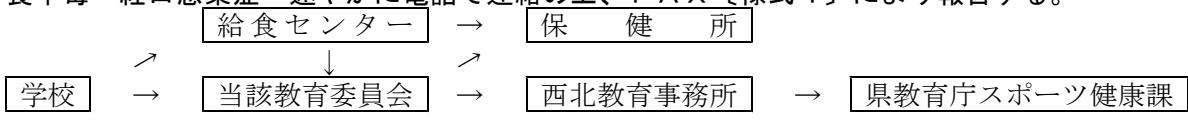


※ 必ず学校医の指導を受ける。

※ 参考：「インフルエンザ等の予防について」令和2年4月6日付青教ス第31号

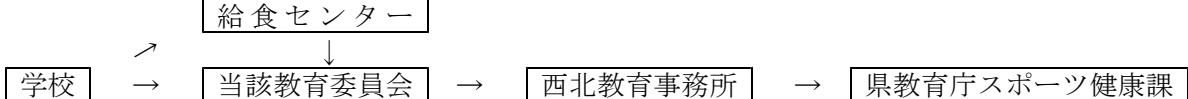
4 食中毒・経口感染症・異物混入等の報告

(1) 食中毒・経口感染症…速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式4〕により報告する。



※ 必ず学校医及び保健所の指導を受ける。

(2) 異物混入等



- 電話等で速やかに当該教育委員会へ概況を連絡する。

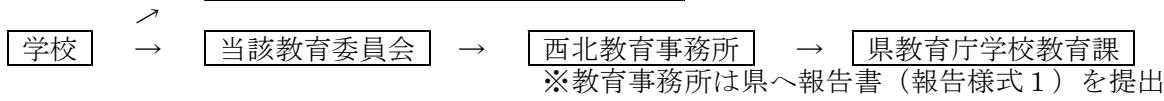
- 当該教育委員会は、58ページの事故報告書様式に準じて報告書を作成する。

なお、各市町の教育委員会あるいは関係部局において様式があるときは、これに従う。

5 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合の報告

(1) 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合

つがる家畜保健衛生所 0173-42-2276 ※休日・祝日も同様

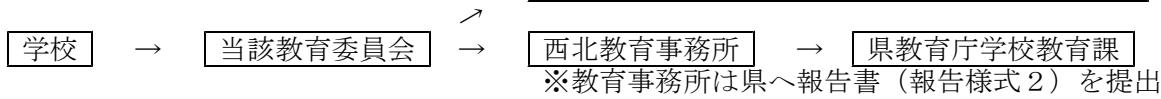


【報告の手順】

- ① 学校は、当該教育委員会とつがる家畜保健衛生所に電話等で速やかに概況を連絡する。
- ② 当該教育委員会は、西北教育事務所に電話等で速やかに概況を連絡する。
- ③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

(2) 死亡している野鳥等を発見した場合

西北県民局農林水産部林業振興課 0173-72-6613



【報告の手順】

- ① 学校は、当該教育委員会に電話等で速やかに概況を報告する。
- ② 当該教育委員会は、西北教育事務所と西北県民局農林水産部林業振興課に電話等で速やかに概況を報告する。
- ③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

- ・学校は、(1)(2)のいずれの場合においても鳥に触れないようにして、電話等で速やかに当該教育委員会へ概況（発見日時、発見者、発見場所、飼育状況…5(1)、学校での対応等）について連絡する。
- ・当該教育委員会は、概況について西北教育事務所教育課へ連絡する。

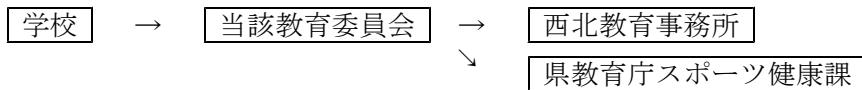
※ 参考：「学校における鳥類の異常及び死亡に係る状況報告について」平成28年12月8日付青教育第1735号

事故報告書様式(A4判縦) [交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等]

○○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿	文 令和 書 年 番 月 号 日
学校名 校長氏名	印
児童生徒の（事故の種類）について（報告）	
このことについて下記のとおり報告します。	
記	
1 事故関係者氏名（またはその範囲、人員等） 2 事故発生の日時及び場所 3 事故の概要（発見の事情及び経過等） ※ けがの場合はその程度についても記入 4 応急処置 5 特に考えられる動機または原因 6 事故発生による校内外の動静 7 今後の対策 8 校長所見 ※ 交通事故、学校事故、水難事故等のときは、事故現場図を添付のこと	

6 新型コロナウイルス感染症の報告

- (1) 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合
(2) 同居する者等が発症し、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合
(3) その他、PCR検査の対象となるなど、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が4日以上続いた場合



【報告の手順】

- ① 学校は、(1)(2)(3)のいずれの場合においても、当該教育委員会に電話で速やかに第一報を入れ、**資料3**「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止状況等連絡票」を作成し、パスワードをかけ、メールに添付して提出する。なお、パスワードは電話で担当者に伝える。

② 当該教育委員会は、西北教育事務所と県教育庁スポーツ健康課に電話で速やか第一報を入れ、学校から提出された**資料3**を、西北教育事務所と県教育庁スポーツ健康課にメールに添付して提出する。

※ 資料3の文中に示されている「受診・相談センター等」とは、以下のとおり。

- ・弘前保健所【TEL 0172-33-8521】…板柳町
 - ・五所川原保健所【TEL 0173-34-2108】…五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
 - ・新型コロナウイルス感染症コールセンター（青森県）
【TEL 0120-123-801】…24時間対応（土日・祝日含む）
 - ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
【TEL 0120-565-653】…9:00～21:00（土日・祝日も実施）
【FAX 03-3595-2756】…電話での相談が難しい方（聴覚に障害がある方等）

※ 参考：「新型コロナウイルス感染症の報告（令和2年度におけるインフルエンザ等予防措置要項の一部改正について）」令和2年10月23日付貴教ス号外

＜報告に係る様式について＞

事故報告、麻しん・風しん・食中毒・経口感染等、新型コロナウイルス感染症の報告に係る様式については、西北教育事務所ホームページに掲載されています。報告を要する事案等が生じた場合は、ダウンロードして活用してください。

〔様式1〕

令和 年 月 日

送付票

あて

学 校 名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者

患者居住地	(市・町)		
学年(年齢)・性別	年(歳)	男	女
麻しん・風しんワクチン接種歴	あり・なし・不明		
発症年月日	令和 年 月 日		
発症後の最終登校年月日	令和 年 月 日		
医療機関受診の有無	あり・なし 受診医療機関名()		
診断年月日	令和 年 月 日		
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻しん(はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他()		
通学方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車(自動2輪も含む) 3、電車(線 駅~駅) 4、バス(線 ~) 5、その他()		
クラブ・部活動等の状況			
備考:他の児童生徒について同様の症状がある場合、人数・健康状況等について記入してください。			

〔様式2-1〕

(麻しん ・ 風しん) の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立学校	校長名			TEL - -	
届出年月日	令和 年 月 日()	担当者名			FAX - -	
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。)			B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)			
A 在籍者数	名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退
B 患者数(欠席・遅刻・早退を含む)	名	年組			()	
C 欠席者数 (再掲:出席停止者数)	(名)	年組			()	
D 遅刻・早退者数	名	年組			()	
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。			年組		()	
(1) 患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及び罹患登校者数を含め計上する。			年組		()	
(2) 欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。			年組		()	
(3) 出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。			年組		()	
(4) 出席停止とされた児童・生徒については、送付票 〔様式1〕についても報告する。			計		()	
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖 月 日～月 日					
	2 学年閉鎖 (年) 月 日～月 日					
	(年) 月 日～月 日					
	(年) 月 日～月 日					
	3 学級閉鎖 (年組) 月 日～月 日					
(年組) 月 日～月 日						
(年組) 月 日～月 日						
(年組) 月 日～月 日						
※ 学校医の指導	受けた	受けていない				
※ 保健所への連絡	連絡した	連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)				

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

〔様式4〕

食中毒・経口感染症等の報告

報 告 者 (教育事務所が記入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		↑ 発 信 者 西 北 教 育 事 務 所 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL) (FAX)							
↑ 報 告 者 (教育委員会が記入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		↑ 発 信 者 教育委員会 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL) (FAX)							
↑ 報 告 者 (学 校 が 記 入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		↑ 発 信 者 立 学 校 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL) (FAX)							
学 校 名		立 学 校 校長名							
発 生 日 時		令和 年 月 日 () 時 分							
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載		児童生徒の罹患状況 (月 日現在)					おもな症状 ※該当箇所に○ 腹 痛・下 痢 吐き気・おう吐 発 熱・発 痒 その他の症状 〔 〕 発生の状況	
			欠席者		出席者		患者 合計		延べ 患者数
	学年	在籍	入院	通院	通院				
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									
計									
措置状況	学校医の指示事項								
	学校がとった措置								
	市町村教育委員会がとった措置								
	保健所の指示								
その他参考となる事項									

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。